

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（令和5年6月16日公表）
に関する意見募集に寄せられた御意見について

令和5年10月12日
内閣官房
デジタル市場競争本部事務局

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」について、令和5年6月19日から同年8月18日まで、御意見を募集したところ、559件の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

今回、多数の御意見をお寄せいただきましたところ、主な御意見の概要とそれに対する現段階での事務局としての考え方を以下のとおり取りまとめました。各御意見の詳細については別添をご参照ください。

今回お寄せいただきました御意見につきましては、必要な法制度の検討において参考にさせていただきます。

モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告

該当箇所	いただいたご意見	回答
<p>1. 総論</p> <p>規制の目的・必要性全般等</p>	<p>・モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告（以下「本報告」という。）は、プライバシーやセキュリティの専門家の知見も反映した、バランスのとれた提言であり、賛成する。本報告は、国際協調を意識しつつ、先行して規制を導入している諸外国における課題感を踏まえたスキームも提言されており、競争政策の分野における新たなルール形成という世界的な取り組みに対する我が国の大きな貢献といえる。</p> <p>・世界中の競争当局は、グーグルとアップルがモバイル・エコシステムにおいて支配的な地位にあることを発見した。例えば、2022年6月、イギリス（英国）の競争市場庁（CMA）は、この2社が"これらの重要なゲートウェイ（モバイルOS、アプリストア、ウェブブラウザ）を掌握している"と認定した。日本のデジタル市場競争本部（DMCH）が同様の結論に達したことは心強い。</p> <p>・現在の事後的な競争体制（略）は、土俵を平らにする上でまったく効果がないことが証明されている。その主な理由は、デジタル（モバイルを含む）市場のスピードの速さと、現行の制度では救済措置の設計と実施のペースが遅いことである。競争法の場合、救済措置は何年にもわたる長期的な調査の後にしか課せられない。しかし、デジタル市場は急速に発展するため、その間に損害が不可逆的なものとなり、市場はすでに傾き、提案された救済措置は効果がなく、新たな損害が発生している可能性がある。</p> <p>・私たちは最終報告の調査結果の多くに賛同し、モバイルアプリストアのエコシステムに関する推奨事項をすべて支持します。このすべての推奨事項が新しい規制制度の一環として実施されれば、そうした変化により、競争環境の実現が大きく前進し、かつ、セキュリティやプライバシーを確保し、ゲートキーパープラットフォームや困難に挑戦しようとする人によるイノベーションが進み、消費者の選択肢が増え、消費者への弊害が軽減されます。現時点で、日本政府は、これらの重要な措置を実施するために、自信を持って可能な限り速やかに前に進めていく必要があります。</p> <p>・最終報告では、モバイル・エコシステムにおける Apple と Google の優位性に起因する多くの深刻な競争上の懸念と、その優位性を強化し、定着させる行動を正確に特定しています。（略）ゲートキーパープラットフォームの行為は、モバイル・エコシステムの公正な競争条件で競争しようとする開発者その他の企業に損失を与えるだけでなく、結果として消費者にも大きな損失をもたらします。これらの弊害には、価格の上昇、イノベーションの停滞、品質の低下、選択肢の減少、自由度の低下などがあります。</p>	<p>・最終報告においては、「モバイル・エコシステムを形成するプラットフォーム事業者は、複数のレイヤーにおいて強固な地位を有し、その地位をレバレッジとして、他のレイヤーへの影響力の行使や自社サービスの強化を行うことができる状況にある」とし、こうした中で、「レベル・プレイング・フィールドの悪化」、「プラットフォーム上の各プレイヤーのコストアップやバイアビリティの低下」、「各レイヤー及びモバイル・エコシステム全体への排他的行為、参入抑制、技術革新等イノベーションを通じた競争圧力の排除」といった様々な競争上の懸念が発生している状況にあるとしています。以上のような状況に対し、モバイル・エコシステム全体のあるべき姿として、「モバイル・エコシステムにおける各レイヤー（やその周辺領域）において、多様な主体によるイノベーションと消費者の選択の機会が確保されること。（略）この際、セキュリティ、プライバシーの確保が図られること」の実現を目指して所要の対応を行うこととするとしています。</p> <p>・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。</p>

・今回の競争評価以外にも、モバイル OS 等に関する実態調査報告書（令和 5 年 2 月 9 日 公正取引委員会）、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合意見とりまとめ（令和 4 年 11 月 11 日）などで競争上の懸念が指摘されており、政府がこれまでの事後的な競争政策の執行に加えて、本評価で示された事前規制や共同規制アプローチをとることに賛成する。

・OS 提供者の関与については、アプリの審査等により確保している安全・安心といった一般利用者への利益がある一方、課金システムに伴う手数料のサブスクリプション料金への転嫁や OS 側に起因するアプリの不具合など一般の利用者に生じる不利益もある。そのいずれも一般利用者から見て必ずしも明らかでないということに留意して、今回の検討に関わるステークホルダーの指摘や議論において見落とされている利益・不利益がないか広く俯瞰して最適なバランスが実現する立法や執行を実現していただきたい。

・「モバイル・エコシステムにおける各レイヤー（やその周辺領域）において、多様な主体によるイノベーションと消費者の選択の機会が確保されること。」および「その実現のために、以下が確保されること。」については、全面的に賛成する。特に、モバイル・エコシステムの各レイヤーにおいて、フェアな競争環境が確立していることの重要度は高いと考える。

・最終報告が、デベロッパーのクロスプラットフォームアプリを作成する能力と消費者のクロスプラットフォームアプリを楽しむ能力を制限する行為に対する様々な懸念について分析・認識したことを歓迎する。

・日本におけるアプリマーケットプレイスサービスを寡占してきた Apple と Google という 2 社の反競争的行為から生じる競争と、それから消費者が被る弊害に関する HDMC の最終報告書の調査結果は貴重なものであると考える。ここで分かった競争による弊害、また消費者が被る弊害に対する可能な対応策を模索するために、HDMC が大きな力を入れていることを認識している。こうした弊害に対処するために採り入れることが可能な、さまざまな規制の選択肢を認識・評価しているが、こうした弊害に対処するための最も効果的な規制体制は、日本における事前規制であると考えている。

・モバイル・エコシステム、特にアプリストアにおける公正な競争の実現のためには、3 本の重要な柱が必要であることを強調したいと考えます。それは、1) アプリ配布に関する競争促進、2) アプリ内課金システムに関する競争促進、3) 法律の目的と条項をう回する行為の禁止、の 3 つです。（略）ユーザーが継続的に受けている高値による被害をなくし、アプリ及びアプリ内のデジタル・コンテンツのイノベーションを進めるためにも、Apple と Google が自らを有利にしている市場を開放し、意味のある競争を確立する必要があります。

・最終報告では、最も重要な問題に焦点を当て、ゲートキーパーであるアプリストアがモバイルアプリ分野での競争ルールを一方的に設定していることから生じる問題について取り上げています。世界中の競争当局が長年にわたって App Store における Apple の不正な慣行を調査してきましたが、Apple の不正行為は依然として変わらず続いており、ユーザーとデベロッパの双方が悪影響を被っています。日本の新たな事前規制が速やかに実施され、公正な競争環境を回復できるよう願っています。公正な競争と競争可能な市場は、消費者と企業に、さらなる革新とより多くの利益をもたらします。

・知的財産の保護や技術的制約・実現可能性・プライバシー・セキュリティの確保等に十分留意することが必要。併せて、今後の欧州における対応状況や米国における政策動向を見極め、既存の国内法や国際協定等との整合性を図りながら、わが国としての対応を継続的に検討すべき。

・デジタル経済には、とりわけ競争、イノベーション、公共とオンラインの安全性、サイバーセキュリティから、消費者とデータの保護に至るまで、データに関連するあらゆる利害を考慮した規制アプローチが必要であることに言及したいと思います。バランスの取れたアプローチを行うためには、一方の規制分野が他方より体系的に優先されるべきであるとか、競争リスク分析がデータ保護リスク分析より優先されるべき（またはその逆）であるといった想定を行わないことが重要です。

・日本は多くの点で、EU のテクノロジー規制のアプローチを模倣してきました。そして、日本の規制当局によるいくつかの提案は、欧州が取り組んできたものよりもより厳格なものとなっています。日本の経済の将来における生産性成長の重要性を考えると、日本の規制当局は、まだ良い結果を創出しているわけではない欧州の規制モデルに追従することには慎重であるべきです。

・本最終報告は、モバイル・エコシステムのあるべき姿として、モバイル・エコシステムにおける各レイヤーにおいて、多様な主体によるイノベーションと消費者の選択の機会が確保されることを掲げており、併せてセキュリティ、プライバシーの確保が図られることも必要であるとしている。このような目的設定は合理的であり、特に中間報告の段階では不十分であった、セキュリティ・プライバシーの確保を目的に据えている点も評価できる。

・プラットフォーム事業者によるルール設定・変更の結果として、消費者保護が図れている面もあるのは事実であり、このようなルール設定・変更等に政府が過度に介入することにより、消費者保護レベルが低下する恐れがある点には依然として留意が必要である。競争とイノベーションを生み出し、消費者の選択の機会を確保することと、消費者のプライバシーなどの権利を保護することのバランスは困難な課題ではあるが、決して無視することのできないものである。

・デベロッパ目線でもなく、日本国内の事業者目線でもなく、経済効果という観点でもなく、ユーザーの安全と理解ありきのステップを考えていただけないでしょうか。

・今回の最終報告の内容が最終的に目指すゴールだとしても、ステップを設けることはできるはず。また、同時に、デベロッパの技術力と国際感覚を養うことも重要だと思います。そこのレベルを下げて救いの手を差し伸べても、日本にとって良いことは何も起きません。

・市場の開放性・流動性は重要なことではありますが、それ以前に安心・安全が担保されなければなりません。

・DMCH の調査結果の基礎には開発者を対象に実施された調査が含まれていることを理解していますが、この調査にはアプリストアに料金を支払わない開発者は含まれていませんでした。開発者の大多数はアプリストアに手数料を支払わない小企業であるため、このような怠慢は最終報告書を裏付ける DMCH の根拠に重大な欠陥があることを意味します。DMCH に対して、提案されているポリシー変更が開発者コミュニティの認識と経験に基づいたものであることを確認するために、先に進む前に開発者コミュニティの包括的な調査を実施することを強く推奨します。

・最終報告には随所に Android と iPhone とを比較してそれらの違いを記載しているが、Android と iPhone とはそもそもその設計思想やビジネスモデルが異なっており、これらを同じにするべき、という議論は暴論である。Android と iPhone の設計思想やビジネスモデルが異なることにより競争が生まれ、新規サービス等が活発に生まれたのであり、仮にこれらが同じであったとしたらどちらかに収れんし、結果として 1 社独占になった可能性が高い。

・近年、OS レイヤーにおいて目立った新規参入が起きていないことをもって、モバイル OS の分野で競争が欠如していると結論付けることはできない。むしろ、OS レイヤーにおける新規参入の欠如は Apple と Google の間で展開されている熾烈な競争の結果である可能性が高い。

・新体制のコストがその便益を上回ることがないようにするため、そのルールは、明らかに競争促進的又は競争的に無害である行為や、消費者及び企業に先進的なセキュリティやプライバシー保護を提供するために必要な行為を認めるものである必要があります。ユーザーの安全、セキュリティ、品質及び機能等の正当な保護は認められ、価値を認められる必要があります。このような適切な保護措置がなければ、事前規制制度は、適法かつ競争促進的な行為類型を違法化し、これらのプラットフォームを利用する消費者や事業者を害する可能性があります。

・事業者が、その優れた製品・技術を開発することにより消費者から選択され、他の事業者・サービスとの競争に打ち勝ち、その結果として市場における独占的・寡占的地位を確保することそれ自体は競争法・政策上何ら問題ない行為といえる。それにもかかわらず、正当な競争を勝ち抜いた結果得た地位のみに着目し、これをリセットするために政府規制を及ぼすことは、事業者が正当に確保した競争優位性を法的に奪うことになり、中長期的な観点で事業者によるイノベーションを阻害するおそれがある。

・アンケートにおいて取引相手方が不満を示しているという事実のみをもって、規制の根拠とすることは妥当ではない。

・「間接ネットワーク効果」「参入障壁」「スイッチングコスト」「規模の経済」「データの蓄積」といった特徴はモバイルエコシステムに固有のものではない。デジタル市場における他の分野でもみられる特徴であり、さらにいえば、デジタル市場に限らず従前から存在する市場においても多かれ少なかれみられる特徴であって、競争法分野においても検討対象とされてきたものである。それにもかかわらず、あたかもモバイルエコシステムにおける固有の問題であるかのように述べて、当該分野のみを新たな規制立法の対象とするのはバランスを欠いたいびつな対応というほかない。

・新たな規制が設けられる前に、デジタル市場競争会議は、証拠と分析に基づき、(a)消費者と競争への具体的な弊害が特定されていること、(b)新たな規制がそれらの弊害に効果的に対処するものであること、及び(c)新たな規制が日本の消費者と事業者にとっての利益を上回る他の弊害を引き起こすものではないことを十分に検討する必要があります。

・モバイル・エコシステムは、ダイナミックな性質と急速な成長を特徴とします。したがって、規制は、企業の将来的なイノベーション能力を制限したり、イノベーションを行うインセンティブを阻害したりしないような形で設計されることも極めて重要です。

・新たな規制案は、このようなダイナミズムと絶え間ないイノベーションを背景に検討される必要があります。過剰な規制や設計が不十分な規制はイノベーションを阻害し、消費者や企業に深刻な弊害をもたらす可能性があります。

・例えば、現在の最終報告には、(a)規制の適用対象を特定するための具体的な基準や閾値、(b)規制への違反が疑われる場合に関するセーフガードや防御方法、(c)エンフォースメントとモニタリングに関する条項案、(d)各対応の枠組みと実施方法、といった詳細が一切記載されていません。Google は、これらの問題がさらに検討される際に、Google やその他の主要なステークホルダーと継続的に協議がもたれることを強く求めます。

	<p>・モバイル・エコシステムに関する新たな規制を日本で設ける必要性を示す証拠を提供していないというのが Google の見解です。(略) a.規制が必要であるという結論は、憶測に基づく主張や十分な証拠によって裏付けられていない主張に基づくものです。また、モバイル・エコシステムと Google の事業についてデジタル市場競争会議が導き出した結論には不正確な点があると Google は考えています。b.現行の規制、あるいはこれに代替する形の規制が、新たな規制を必要とすることなしに認識された危険に対応できるか否かが十分に検討されていません。</p> <p>・デジタル化が急激に進み、モバイル・エコシステムも複雑化し、高齢者、若年層を問わず、利用者間でスマートフォンに関する情報格差が生じる中で、消費者がスマートフォンに求めているものは、セキュリティ及びプライバシー保護が確保されていて安心して利用出来るものであることです。加えて情報の流出は安全保障の脆弱化に結び付くもので、消費者の利益に留まりません。</p>	
<p>アプ ロー チ</p>	<p>・独禁法だけでは十分な対応ができないことには同意するが、独禁法を効果的に執行する余地は、あると考える(略)独禁法上問題となる具体的事案があれば迅速・厳格に対処すべきである。さらに、新法下、独禁法と異なるアプローチのみを採用するというのではなく、独禁法の適用が適切な事案については独禁法を適用するようにするとともに、独禁法の効果的な執行を妨げている要因を考え、その除去も目指すべき。</p> <p>・大部分は事後規制である(行為が行われた後に反競争的行為の同定、市場画定、競争分析を行う必要がある)独占禁止法にはモバイル・エコシステムの問題に対処する上で一定の限界があり、また透明化法は、オンラインモールとアプリストアに関する初年度の大規模評価しか出ていないが、施行後2年以上が経過して、有効性と同時に一定の限界があることが明らかになってきているように思われる。したがって、モバイル・エコシステムに様々な問題があり、それを市場が自律的に解決し難い以上、新たな「事前規制」が必要であるという「基本的な考え方」に賛成である。</p> <p>・執行当局である公取委のリソースが不足していることにより時間がかかる、または、専門的な判断が難しいということであれば、公取委の人員・リソースの確保をすることにより解決すべき問題であり、事前規制の導入は問題に対する適切な対処方法とはいえない。</p> <p>・DPF 法のモニタリングの一環として前述した利用事業者向けのアンケートがなされ、その中では利用事業者からポジティブな回答がなされていることを踏まえると、このタイミングで新たな規制を導入することは拙速に過ぎ、DPF 法も含めた既存の規制の枠組みの中で対応することを最優先とすべきではないかと思料する。</p>	<p>・最終報告においては、「複数のレイヤーで影響力を行使し得る地位にあるプラットフォーム事業者の行為によって生じるモバイル・エコシステムにおける競争上の問題は、プラットフォーム事業者がレバレッジを効かせることが可能な任意のレイヤーにおいて行われる、不定形かつ同時的な(通常は)複数の行為によって引き起こされることが典型であると考えられる。そのような行為は、行為単体で見たとときの競争上の弊害は比較的軽微であったとしても、多数の行為が複合的、相乗的に作用して競争上の弊害(Harm)を顕在化させること、また、その弊害(Harm)がレイヤーをまたいで生じる、すなわち、行為が行われたものとは別のレイヤーで影響力が行使されることも十分に想定される。」とし、その他の観点にも言及しつつ、この結果、これまでの競争法のアプローチで「上記のようなモバイル・エコシステムの問題に対処しようとするれば、最終的な結論を得るまでに相当の時間を要することとなる。(略)以上から、(略)モバイル・エコシステムにおける競争上の諸課題については、その特性から、これまでの競争法によるアプローチとは異なるア</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・規制による介入の可否を含め客観的な証拠に照らして再検討がされるべきであり、規制の正当化する十分な立法事実の蓄積が確認できるまでは事前規制を始めとする新たな規制の導入を急ぐことはせずに、まずは既存の独禁法・透明化法の枠組みで対応を進めることが適当であると考えます。 ・最終報告は、円滑な法執行を重視するあまり、疑わしい行為は事前に原則的に禁止する事前規制アプローチの方が「より適切」であると結論付けるが、そのようなアプローチを採る場合の技術革新への悪影響や、中長期的にみた社会的効用・消費者厚生への悪影響の有無についても十分配慮した上で、既存の枠組みで対応した場合（例えば、静的な競争分析だけでなく、動的な競争分析の観点もふまえ、そこで問題のある行為だけを時間をかけて規制するなど）に比べ、何故、事前規制アプローチの方が「より適切」であるといえるのか、十分な説明があるとはいえない。 ・事前規制との関係でさらにいえば、事前規制のように強力な行為規制については、例えば、電力、ガス、電気通信などのいわゆるネットワーク産業における規制の歴史を見れば、何かの特権・制度的独占等の裏返しになっているのが通常である、本報告書が対象とするモバイル・エコシステムについては同様な状況はみられず、かかる観点からも事前規制を導入することになじまない。 ・結論が得られるまでのスピードを懸念される場合、（略）業界とより一層協働することに注力することで実現できる可能性があります。（略）例えば、関係者からの情報の要求を受けて技術専門家間で議論がされるような新しいタイプの手続とメカニズムの創出や、懸念事項の妥当性及び代替的なアプローチの案の有効性を検証するための実験とテスト用「サンドボックス」を共同で設計することなどが考えられます。（略）GoogleはCMAに対して、プライバシー・サンドボックスに関する競争上の懸念に対処するための法的拘束力のあるコミットメントを行いました。 	<p>アプローチを考える必要がある」としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
	<p>規制対象事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象事業者の範囲は、OS提供事業者のみならず、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンの各分野で「一定規模」以上のサービスを提供する事業者も広く含むとされている。したがって、今後、この「一定規模」要件の具体化に当たっては、OS提供事業者による「モバイル・エコシステムの形成、強化、固定化」に比肩するほどの、大きな競争政策上の弊害が真に生じていると認められる範囲に、その対象を限定することが合理的である。（略）海外における規制との調和にも鑑み、（略）市場の影響やその永続的地位等の観点において、競争政策上の弊害が真に生じていると認められる範囲に、その対象を限定すべきである。 ・今後、具体的な法制度等の整備にあたっては、「一定規模」に係る要件や、対象事業等について今後詳細を決定していくものと承知しているが、規模要件と対象事業者へ義務付けられる規律のバランスや、事業者の対応コストにもご留意頂き、競争政策上不可逆的な弊害を及ぼし得る分野に絞って、合理的な法制度等を 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象の考え方や一定規模要件の具体化等について、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

ご検討頂きたい。

・デジタル広告やクラウドサービスなどもレイヤーといえなくはないのではないか。今回はこれらは調査対象ではなく、これらを規制対象とすることは直ちには困難だとしても、新しい事前規制法ができた場合には、制定後に対象を追加できるような仕組みを導入しておくことが望ましいのではないか。

・モバイル・エコシステムを構成する各デジタル市場では、tipping が起き、市場支配力が形成されてからでは、問題への対応として遅い場合が多い（一旦、成立した市場支配力、市場支配的地位は持続的であり、強固なものである場合が少なくないので、市場構造的措置を取らない限り、これへの対応は困難である）。そうであれば、市場支配力・市場支配的地位が数年内に形成される蓋然性、相当程度の可能性がある場合には、対象事業者として指定できるようにすべきではないか。

・モバイル・エコシステムにおいては、今回の最終報告でも現状認識として示されている通り、デジタル化する社会において、スマートフォンが消費者の日常生活、サービスを提供する事業者の経済活動の基盤として欠かせないものとなっており、かつ、マーケットシェアが2社でほぼ100%（OS間のスイッチングコストが高く基本的にシングル・ホーミング）といった、当該市場の特性からこのようなアプローチが是認されるものとするが、こうした特性にかかわらず、他の市場において安易に同種のアプローチを取られることがないようにすべきである。

・規制はまた、当該基準を満たす具体的な企業の決定に際し、固定的であってはなりません。デジタル市場は急速な成長と変化にさらされており、新しい企業は革新的な機能や技術を開発するにつれて、必然的に利用者数と規模を拡大していきます。変化のスピードを示す格好の例は、生成的 AI によるエクスペリエンスを含む最近の AI のイノベーションです。革新的な新機能のリリースにより、以前は閾値に届かなかった企業が急速に規模を拡大する場合があります。したがって、規制対象事業者の指定は、業界の変化や新たな事業者の出現に合わせて、定期的に見直される必要があります。

・最終報告においては、規制対象が、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンの各分野で一定規模以上のサービスを提供する事業者となっていたり、一部の項目において本来想定していないと思われるモバイル・エコシステム以外の事業者への適用があるかのような解釈も可能となっていたりと、範囲が広く曖昧であるため過度な規制となる懸念がある。

・実質的に特定少数の企業を特に狙い撃ちにした法律を制定することは、法律の一般性に照らすと極めて例外的であり、例外的に特定少数の企業を特に対象とすることの必要性・合理性は全く示されておらず、憲法の定める立法権の概念、また、平等原則の観点からしても憲法上の疑義があるというべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル・エコシステムの外でも運営されるサービス（ブラウザや検索エンジン等）を対象とするのであれば、デジタル市場競争会議は、これらのサービスに対する規制が一貫して公正な方法で適用されることを確保すべきです。 ・規制は、客観的基準を満たす全ての事業者に平等に適用されるべきだと考えます。最終報告では、事業者が対象とされる「規模」の要件を満たしているかどうかを判断するためにどのような閾値や指標を用いるのかが示されていませんが、この閾値や指標は、日本企業が提供する同様のサービスを対象とせずに米国に本社を置くごく少数の企業を恣意的に対象とするような形で設定されてはなりません。 	
<p>規制対象行為等（正当化事由）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『Privacy by Design』という考え方の基、中間報告の意見に記載したとおり、「競争に悪影響を及ぼす危険性の高い行為を類型化し、セキュリティやプライバシーに影響を与えないと確認できたことについて許可する」というやり方が理想と考えますが、セキュリティ、プライバシーの確保を図る際の在り方としての「3-1. (イ) 正当化自由に関する制度的対応」には賛同いたします。 ・正当化事由の要件を、できる限り明確化するとは、何を指しているのか。必須であることを要するといったことか。なお、この点について、一般的には、セキュリティ確保のために必要であり、その目的のための相当な手段であるとともに、一般消費者の利益の観点からみて自由競争経済秩序という法益を上回る利益をもたらすものである必要があるとすべきと考える。 ・Google は、エビデンスに基づく正当化事由が包括的な枠組みに組み込まれるべきであると考えます。ただし、新たな規制は、セキュリティとプライバシーにとどまらず、新たなイノベーション、使い勝手の向上、効率性といった利益を消費者にもたらす場合や、システムの整合性、消費者保護、品質、機能性、パフォーマンス及び実用性といったその他の利益をもたらす場合には、規制対象事業者の運用について正当化事由を認めるべきです。 ・内閣官房デジタル市場競争本部が予定する例外の範囲は不適切に制限されていることから、(1) システムセキュリティおよびシステム保全、(2) ユーザーのプライバシーおよび保護、(3) システムの安定性およびパフォーマンス、(4) 製品の安全性および法規制の遵守、ならびに(5) 使い勝手の良さを含むプラットフォームの重要な特性を認めるために拡大されるべきであると考えます。 ・法律によって与えられる基本的なプライバシー保護を遵守することは、最低限の出発点です。プライバシーは競争の重要な側面であり、また、Apple はプライバシーを基本的人権であると考えています。悪意ある者は、常にプライバシー保護を損なう新たな戦略を考案しようとしています。したがって、市場参加者は、可能な限り、法律上要求される保護を上回る、強固なレベルのプライバシー保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象行為の正当化事由、う回的行為への対応、明確化等について、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

	<p>の達成に努めるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当化事由はセキュリティとプライバシーに限定すべきではない。正当化事由は、消費者利益の見地から、独禁法・競争法の例に倣い、企業効率そしてそれがもたらす消費者利益に貢献する事由を広く認めるべきである。
規制対象行為等（セーフガード）	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル市場競争会議が提案しているような、未検証であり、広範囲にわたり、かつ場合によっては介入的な規制を導入する際には、セーフガードが設けられることが特に重要です。また、セーフガードがあることは、規制が時代遅れになることへの対策となり、規制当局は絶え間ないイノベーションを特徴とするダイナミックで変化の激しいデジタル市場に適応しやすくなります。適切なセーフガードなしに規律を策定することは、将来、意図せずして競争促進的な行為を違法化するリスクを伴います。 ・EUの包括的な比例性の原則。比例性の原則はEU法が標榜する基本原則です。DMAのエンフォースメントにおいては、たとえDMAに比例性の原則のセーフガードが明記されていなくても、常にこの原則が適用されます。（略）日本には包括的な比例性の原則がありません。したがって、新たな規制においては、EUよりも英国、オーストラリア、ドイツのアプローチに近い形で、こうしたセーフガードが明示的に規定されることが不可欠です。
規制対象行為等（う回的行為）	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告では、新体制に強力かつ効果的な迂回防止策を盛り込む必要性に焦点を当てており、これは正しい判断です。ゲートキーパープラットフォームは、他の法域でもそうしたように、間違いなく新しい義務を迂回しようとするでしょう。AppleとGoogleは、規制当局の類似の取り組みに対して、遵守ではなく回避、迂回、反抗の行動を取ってきたことが記録により明らかです。このため、規制枠組みを成功させるには、全面的かつ有意義な遵守を徹底して、迂回手段を遮断することが非常に重要になります。 ・新たな規制には、規制対象事業者による所定の規律の遵守を確保するための規定が含まれることが必要です。ただし、過度かつ不必要なコンプライアンスの負担を生じさせるリスクとのバランスがとられることが重要です。また、新たな規制に基づく義務の迂回行為を防止するための規定は、「キャッチオール」規定として機能しないよう、適切に策定されることが重要です。 ・本報告書案は、「う回的手段」の禁止として、問題視されている行為に類似する行為についてもこれを規制しようとしているが、このようなあいまいな概念での規制をすればするほど、政府による過剰規制の問題が拡大する。
規制対象行為等（事	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象行為を明確化するために、一定の行為類型の解釈に関して、執行機関が指針（ガイドライン）を示す、法令適用事前確認手続（事前相談を含む）を利用するという方針は一定の条件のもとで理解可能であるが、「執行機関と事業者

前確認 手続 等)	<p>が協議等により規制の遵守のために構ずべき具体的措置を定めること」には疑問がある。「協議等」の意味にもよるが、極端な場合、対象事業者の同意がなければ、具体的措置を定めることができないとすることは避けるべきである。</p> <p>・各論で取り上げられている義務や禁止は、新法制定後、事後的に追加やアップデートができるような仕組みを備えておかないと、fast moving なデジタル分野には対応できないのではないか。一々、法律を改正しなくともよい仕組みとすべきと考える。</p>	
規制対象 行為 等（そ の他）	<p>・今回の最終報告では、II 6. (OS 等の機能へのアクセス) において、MiniApp や UltraWideBand (超広帯域無線)、NFC (近距離無線通信) などの個別具体的な課題と、それらへの対応の方向性が示されているが、同種の課題であっても現状把握しきれていない具体的な課題が存在することや、今後の状況変化や技術の進展に伴って、新たな具体的な課題が発生することも考えられる。今後の具体的な制度設計に当たっては、ある程度柔軟に対応が可能となるようなものとするとともに、それでも対応できない場合には適時適切に制度自体を見直すことができるような仕組みとするよう、留意が必要であると考えられる。</p>	
実効性 確保 措置	<p>・一般消費者および事業者ならびにこれらの団体の執行機関に対する措置請求制度について規定すべきである。</p> <p>・報告書の提出について、報告書の正確性検証ができなければ意味がない制度であることは勿論のこと、どのような事項・事実について報告させるべきなのかを執行機関が的確に把握することがなければ、何の意味もない制度であること、技術・ビジネスモデルの変化が急速に起こっている市場においては執行機関は正確性の検証も報告させるべき事項の把握を行うことも一般的に非常に困難であることに、留意すべきである。</p> <p>・違反行為の是正措置のみならず、再発予防措置（株式処分等、構造的措置を含む）を講じる権限が与えられるべきである。また、違反行為から得られた果実（利益）について、原状回復のための措置を命じる権限も与えるべきである。</p> <p>・金銭的不利益について、EU の立法例を参考として、十分な抑止力をもつような額ないし水準とすべきである。違反行為の是正措置ないし金銭的不利益については、公取委にこれらを課す仕組みが備えられているが、デジタル市場外（伝統的市場）においても、十分に機能していない。本報告書に基づいて行われる立法に先立ち、公取委の制度がなぜ機能不全に陥っているのかを検証し、同じような機能不全が起こらないようにすべきである。</p> <p>・是正命令には、違反を排除するための行動的措置を命じることができるというだけでなく、違反を排除するために必要と認められるときは、構造的措置を命じることができる旨の規定も定めるべきである。</p>	<p>・報告書の提出、違反行為の是正命令、金銭的不利益等について、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。</p>

・fast-moving なデジタル市場、モバイル・エコシステムであれば、むしろ迅速に問題となる行為を止めさせることが重要であり、その意味では、確約手続は導入しておいてよいのではないか。緊急停止命令（32 頁）は、いつまでも（長期間）継続できるものではない。

・「（オ）代理人又は管理者」について。規制対象事業者と執行機関の緊密なコミュニケーションは必要であり、必要な業務を管理するものが国外に住所がある場合において、代理人を国内に設置するという案にとどまらず、執行機関が、直接、外国にある規制対象事業者に対して執行可能とすることでより実効性を高めることも検討すべき。

・新法は、独禁法の適用、執行を妨げないことを規定すべきであると考え。各論で取り上げられている行為は、前述したように私的独占や不公正な取引方法にも該当し得る行為であって、独禁法の適用があり得る。その意味で、公取委が単独で新しい法律を所管することが望ましい。仮に他の行政機関と公取委が共管する場合には、複数の執行機関の間で、執行につき協議しなければならない場合はあり得るであろう。

・新たな規制の整合性を確保するためには、適切な権利保護と審査の仕組みが枠組みに盛り込まれていることが重要です。現在そうであるように、違反行為の認定を含め、規制案の下での執行機関による決定は全て、実体面においても裁判所の審査に服すべきです。

・本報告書は、是正命令、緊急停止命令、行政処分としての金銭的不利益を課すこと、さらには私人による差止請求権など、実効性確保措置を詳細に定めることを検討しているが、競争上の弊害が十分に立証されていないにもかかわらず、ここまで精緻な実効性確保措置を定めるのは過剰である。

・最終報告では、規制対象事業者は、新たな規制の遵守状況について報告書を提出し、モニタリング・レビュー手続を完了することが求められるとされています。このような義務は、求められる報告とモニタリング・レビュー手続の性質と頻度によっては、非常に負担が大きく、多大な労力を要する可能性があります。こういった手続の代わりに、関係する執行機関は、（独占禁止法を含む）他の規制枠組みと同様、コンプライアンス違反の合理的な疑いがある場合に行使できる情報収集権限を持つべきです。

・もしデジタル市場競争会議がさらに踏み込んだ共同規制を進めるつもりであれば、Google は、デジタル市場競争会議に対し、報告やモニタリングに服する義務が合理的かつ相応なものとなるよう強く求めます。例えば、数年に一度しか大きなプロダクト変更がないような状況では、年次でのモニタリング報告は必要ないと考えます。

<p>違反行為に対して私人が採り得る措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私人による法執行は、被害救済をさせるためにも、公的執行が不十分になる場合に備えるという観点からも、重要性が高い。本報告書を受けて制定される法律においては、違反行為が特定されているのであるから、私人による訴訟利用は、容易なはずである。これらのことから、現実的に利用が可能な形で、損害賠償請求制度及び差止請求制度を設けるべきである。また、違反行為が特定されていることから、新たな法律の下では、いわゆる濫訴のおそれはない一方で、迅速に違反行為を止める必要性が高いのであるから、差止請求では著しい損害の発生やそのおそれは要件とすべきでない。 ・一般消費者および事業者ならびにこれらの団体による損害賠償・差止請求制度を導入すべきである。 ・新法で是正命令や課徴金納付命令が発出され、それが確定した場合、被害者は、当該行為者が無過失であっても損害賠償請求を行うことができる旨の規定を新法の中に導入すべきではないか。あるいは、それが確定した場合、当該違反行為は私的独占または不公正な取引方法にも該当する可能性が高いので、当該命令は、独禁法 26 条 1 項に規定する「第 49 条に規定する排除措置命令」（カッコ内は省略）とみなす旨の規定を導入する可能性もあり得るのではないかと（被害者は、新法の命令確定後に独禁法に基づき、無過失損害賠償請求を行うことができる）。 ・独占禁止法上の不公正な取引方法に対する私人の差止請求（24 条）は、（和解等を除くと）ほとんどの場合、「公正な競争を阻害するおそれ」（公正競争阻害性）の立証を原告ができず、敗訴している。その点では、新しい法律の下で対象となる事業者による義務違反等については、「市場画定及び競争上の弊害の立証を不要」とするもの（31 頁）であるから、私人による差止請求も認容される可能性が独禁法 24 条よりは大きいのかかもしれない。ただし、「著しい損害」を含めて、実体要件、訴訟要件ともに、不当に制限的な要件を設けるべきではない。 ・差止請求は、場合によっては、OS 提供事業者、アプリのデベロッパのビジネスを停止させることができるように思われるところ、競合他社が「私人」を装って業務の妨害を目的として差止請求を悪用することが懸念され、ビジネスを阻害し合あってイノベーションを阻害するためのツールとして用いられるおそれもある。 ・私人に対して請求権を認めると、まず関連規制当局に対して申し立てを行うことを当該請求権の要件としない限り、対象プラットフォームに対する大量の訴訟を引き起こし、それにより対象プラットフォームが日本の消費者に利益をもたらし続けることが難しくなると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反行為に対して私人が採り得る措置について、今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
--------------------------	---	---

1-1. OS、ブラウザのアップデート、仕様変更、ルール変更への対応

・OS、ブラウザは、日々発生するセキュリティ問題やバグ等不具合に対処して不具合を生じさせないために、日常的かつ間を置かない改善と更新が必要です。しかしながら、提供されるバージョンアップ情報が不十分である、情報提供時期が遅く十分な準備期間を確保出来ないなど、デベロッパ側の速やかな対応を阻害するような問題点も指摘されています。GoogleやAppleはデベロッパへ早期に更新計画を発信し、併せてデベロッパも公開を延期させることがないよう、自ら準備出来る体制を整備することを明記してください。

・ゲートキーパープラットフォームには、重要なオペレーティングシステム(OS)とブラウザの更新、仕様の変更、およびルールの変更について事前に通知するよう義務付ける必要があるという点について全面的に支持します。開発者はこれらの変更に対応するための十分な時間を与えられず、変更の時期、内容、理由について提供される情報の範囲が不十分であることがよくあります。(略)この問題が開発者によるイノベーションを妨げ、消費者の選択を減少させ、消費者に重大な弊害をもたらす可能性があることにも賛同します。

・公正性と透明性を向上させ、消費者への弊害を防止するとともに、通知要件が過度な負担にならないようにするため、提案が慎重にバランスに配慮していることを高く評価します。「合理的な日数」という期限と、軽微な変更や緊急の対応が必要なセキュリティリスクの例外を設けることにより、要件のバランスをとること、要件がユーザーのセキュリティやプライバシーを損なわないことの両方が確保されます。特に、米国で広く超党派的な支持を得ているOpenAppMarketsAct(オープンアプリ市場法)にも同様の義務が定められています。

・共同規制を実効性あるものとするために、柔軟性ある民間の取り組みが機能するように執行当局によるエンフォースメントが機能する法制度を求める。具体的には、アプリ事業者から問い合わせや業界団体からの協議申入れへ対応する義務規定とエンフォースメントある仲裁機関等の設置が必要である。

・合理的な準備期間を確保した上での情報開示義務と、同義務に違反した場合の制裁の両方について明記いただくことは、デベロッパ等において、準備期間を確保した上で対応を行うことが可能となり、ユーザー利益にも資する。

・類型1についても、自己優遇とこれによる排除の問題は生じうる。差止の対象にすべきである。さらに、透明性、手続上の公正性の問題であるから、差止が不要というのは、どのような根拠・手続観に基づいているのか。手続上の公正性は実体的公正性を確保する手段であり、その唯一の手段であることも少なくない。透明性がなければ、市場参加者の自律的決定と選択も、事業上有効な新規参入・事業拡大の計画も不可能である。

・アップデート等に対応するための「合理的な日数」について、最終報告においては、「全てのデベロッパ等による対応の完了を求めるものではなく、個々のルール変更等に対応するための負荷やデベロッパ等に与える影響等を勘案して、定めることを求める」ことを提案しています。このため、日本のみ導入が遅れるということはないものと考えております。

・また、最終報告において、「緊急の対応が必要となる、又は事前の開示が支障をきたすセキュリティリスクへの対応である場合」等には、事前の開示義務を免除とすることを提案しております。

・さらに、最終報告では、「OS、ブラウザのルール変更等のうち主要な事項であって、開示による弊害が生じない限度において、その内容及び理由の事前の開示を求めていく」ことを提案しています。

・モバイル OS、ブラウザ及び検索エンジンは現行の透明化法の規制対象とはされておりません。

・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・全世界で同一の日に公開され配布されるOSなどについて、日本についてのみアプリケーションソフト開発者のために「合理的な日数」を確保せねばならないとすれば、日本市場についてのみ、その日数分のアップデートが遅れる可能性がある。(略) OSのアップデートには、セキュリティ対策や不具合の修正を講ずる側面もある。

・セキュリティに問題がある等、緊急の場合には更新計画の例外となることを明記してください。

・概要資料 P13 には「メジャーアップデートに際して、リリース直前まで新バージョンの仕様が修正されて最終版がなかなか確定せず」というデベロッパーの意見が書かれているが、最新OSの最新機能への対応は決して必須ではないし、最新OSのリリースに合わせて自社アプリケーションを対応させるという判断をOSベンダーから強制されることもない。つまり、その会社／団体／個人のビジネス判断で行われる類のものであり、OSベンダーからのドキュメント開示やベータリリースの内容、方法、タイミングについて、政府が介入することではない。

・規制の必要性はありません。プロダクトの主要な変更(メジャーアップデート)について、(略) Chrome や Android に関しては、Google は、十分な余裕をもって、変更を理解し対応するための情報を事前にサードパーティに提供しています。(略) 利害が異なる多くのステークホルダーがいるため、事前開示の期限について調整し合意することは不可能です。特定のサードパーティに対してのみ調整を行うのは不公平です。

・透明性および手続上の公平性を確保するには、現在のプロセスで既に十分です。Apple は、OS およびブラウザのソフトウェアへの変更について、時間的に余裕のある事前通知を送付しています。(略) Apple は、ルール変更案についてデベロッパが質問を行い、フィードバックを行うチャンネルを提供する Worldwide Developer Relations (WWDR) の組織を介して大きな支援をデベロッパに提供しています。内閣官房デジタル市場競争本部の仮想的な懸念事項のほとんどは、現在 Apple が透明化法を遵守していることによって対処されています。

・OS およびブラウザソフトウェアの変更通知の提供に関して要件を課すことは、日本の消費者がタイムリーに Apple 製品を受け取ることを実現している非常に効率的なサプライチェーンを複雑化することになります。このような要件により生じた遅れは、日本の消費者およびデベロッパにとって不利益となる可能性があります。

<p>1-2. OS におけるトラッキングのルール変更（ユーザーへの表示）</p>	<ul style="list-style-type: none"> Apple の App Tracking Transparency(ATT)フレームワークについて最終報告に適示されている（略）見解を支持する。この見解は、他の規制当局による見解とも一致している。（略）アップルの ATT はまた、フランス、ドイツ、イタリアを含む多くの法的管轄区で反トラスト法調査の対象となっている。（略）ATT はアプリデベロッパーを広告ベースの収益化モデルから（アップルの 15～30% の手数料を課す）手数料ベースの収益化モデルに軸足を移すよう圧力をかけ、彼らが広告によりアプリを収益化する能力を低下させることになる。 ATT の枠組みは、サードパーティのデベロッパーが、広告のターゲティングや計測の目的で、自社のアプリのユーザーデータやデバイスデータを、他社のアプリやウェブサイトのそうしたデータとリンクさせる能力（「広告目的のデータリンク」）を広く制限するものである。（略）ATT の枠組みは、広告主やデベロッパーが適用法に従って Apple 以外のソースから取得する識別子を含む、あらゆる識別子の使用を制限するものである。注目すべき点は、ATT フレームワークが、第三者による「広告目的のデータリンク」能力を広範に制限する一方で、Apple 自身の能力には同様の制限を課していない点である。Apple の広告事業である Apple Search Ads は、広告のターゲティングと測定を目的として、第三者のアプリ内での消費者の購入に関するデータを使用している。このようなデータ利用は、他のデベロッパーが行えば「トラッキング」とみなされる。しかし、Apple のアプリやサービスは、ATT プロンプトを通じて「他社の App や Web サイトを横断してあなたのアクティビティを追跡する」ことをユーザーに求めたり、許可を得たりしてはいないことになるため、Apple は競争相手に対して顕著な競争上の優位性を持つことになる。（略）Apple はこの差別的取扱いにより多大な利益を得ており、ATT フレームワークの 2021 年 4 月実施後、モバイルアプリインストール広告のシェアを 3 倍に伸ばしている。 多くのユーザーは、自分が意識的に利用するサービスについては、そのサービス提供者にサービス利用に関するデータを収集され利用されることを通常認識しているが、他方で、自らアクセスしたつもりのないサードパーティが様々なデータを収集し利用することは想定していない。（略）したがって、サードパーティ・データを利用するサードパーティ・デベロッパの広告モデルについては、リスクを強調する表示がなされ、ファーストパーティ・データを利用する Apple の広告モデルについて肯定的な表示がなされることは、ユーザーのプライバシー保護の観点からは合理的なものであるといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
---	---	--

1-3. 検索における自社に優れた技術の標準化（その他主要なパラメータ等の変更）

・「検索エンジンに関する主要な事項の変更を巡る透明性を確保し、ウェブサイト運営事業者のビジネス上の予測可能性を担保するために、一定規模以上の検索エンジンを提供する事業者に対し、共同規制の枠組みを導入する」という対応の方向性に賛同する。

・AMP (Accelerated Mobile Pages) の適応については、そのフォーマットのリリース時において、対応が必要となった事業者においては、記載の他にも様々な問題点があった。例えば、AMP が展開するコンテンツのドメインは、当初は Google 社が指定するドメインであり、結果的に自社ドメインが 1stParty にならず、当該 AMP サイトにおける広告のターゲティングの制度に課題があり、結果的にサイトの収益に影響が出ることなども存在していた。このように、一つの機能であっても、その変更が結果的に収益に直結するようなケースも事実存在しており、影響を考慮されつくさない場合におけるマイナスインプクトは多大なものとなることがある。

・プラットフォームオペレータが提供する検索エンジンがウェブサイトのランキングを決定する主要な要因を開示することを推奨する提案を全面的に支持します。このような透明性の要件 (1-3) により、優遇されたパートナーや自社の製品・サービスに不当に影響を与えるために支配的な検索エンジンオペレータが有機検索のランキングを不正に操作するリスクが軽減されるはずで

・提案された対応は不要であり、Chrome 又は Google 検索についてウェブサイト運営者からの問い合わせに Google が対応することは実際上不可能です。Google は、Google 検索及び Chrome を使用するウェブサイト運営者との間で、一切契約関係を有していません。

・協議への対応の仕組み（例えば、コンタクトパーソンの明示又は定型文の使用の禁止）について最終報告において提案された要件が、規制対象事業者に過度の負担をかけることを懸念しています。（略）Chrome と Google 検索に関しては、変更を展開する際に、ウェブサイト運営者の問い合わせに回答したり、協議したりすることは事実上不可能だと考えています。（略）一部のステークホルダーとの協議を要求することは、特定のウェブサイト運営者を代表する利益団体に特権を与え、不公平なプレイング・フィールドを生み出す可能性があります。

・規制は不要であると考えます。Google は、Google 検索ランキングの決定要素に関する十分な情報を既に一般公開しています。

・ウェブサイト運営者と何ら契約関係等がないなかで、苦情・相談への対応を強制するものである点で、検索エンジン提供事業者に不合理な負担を強いるものであり、また、政府報告・レビューの頻度が毎年などとなってくると負担が過度に大きくなることも想定される。

・最終報告においては、サービスの「性質や特性を考慮に入れつつ、必要かつ合理的な範囲で対応を求める仕組み」を提案しております。

・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

2-1. 決済・課金システムの利用義務付け	決済・課金システムの義務付け	<p>・利用強制を禁止しただけでは、十分な解決にならない状況にあるという認識に、賛成する。</p> <p>・「手数料の負担の問題に加え、「アプリ内課金をする場合に、Apple や Google の提供する決済・課金システムとそれ以外の決済・課金システムの どちらか一方又は両方の利用を自由に選択できる」状況としていく必要がある」ことに賛成する。</p> <p>・事業者と消費者のいずれにとっても商品・サービスの選択機会が増えることが、手数料や様々な制限を含めて競争による適正化が図られることに繋がり、よってデベロッパーが柔軟により多彩で魅力的な商品を企画・開発することへと繋がり、循環することによって、周辺産業を含めた業界全体の成長に繋がっていくものと考えられるため、多様な決済・課金システムの実現については基本的には歓迎する。</p> <p>・ゲームアプリ・コンテンツのアプリ内購入は除くというような事はせず、全てのアプリ・コンテンツのアプリ内購入について、Apple、Google の提供する決済・課金システムの利用強制を禁止すべきである。</p> <p>・Apple、Google の提供する決済・課金システムの利用強制の問題は、80-83 頁に書かれているように、迂回行為が採られないようにする必要があるので、「プラットフォーム事業者の提供する決済・課金システム以外による決済・課金システムの利用を妨げてはならない」等の規律を採用すべきとする点にも賛成である。</p> <p>・過剰なアプリ税は、価格を高騰させ、Apple と Google の利益を増大させます。消費者により多くのお金を支払わせ、開発者から、過剰なアプリ税がなければ、事業を成長させ、製品の改善に投資して顧客により良い、より効率的なサービスを提供するのに使うことができるお金を奪います。HDMC から提案された規制制度は、アプリ内支払いオプションを拡大することで、消費者の費用を大幅に削減することになります。Apple と Google の支払い処理の制限をなくせば、間違いなく価格引き下げ、プライバシーとセキュリティへの注意の向上、選択肢の増加へのインセンティブがもたらされるでしょう。</p> <p>・アプリストアがアプリ開発事業者に課す高額な手数料及び自社決済・課金システムの利用義務付けに起因する課題については、競争政策の観点からだけでなく、スタートアップをはじめとする日本全体の産業振興の観点からも指摘してきた。また、本件課題については、当該手数料が消費者の負担する価格に転嫁されるとともに、消費者の選択機会を制限する（実際、同一のデジタルコンテンツでもアプリ内決済・課金システム経由の方が高額となっており、かつ、112-2.で取り上げられている他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限があいまって、他の決済手段について知らない消費者も数多く存在する実態がある。）ことから、消費者の不利益にもつながっている。</p>	<p>・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。</p> <p>・また、最終報告においては、「デベロッパーにおいては、複数の決済・課金システムの選択を提供する場合には、ユーザーがどちらの決済・課金システムで取引を行ったのかが分かるようにするなど、ユーザーに混乱が生じないように対応を行っていくことが必要である」旨を提案しています。この点についても、必要な検討を進めてまいります。</p>
-----------------------	----------------	--	---

・ Apple と Google のアプリ内購入の抱き合わせポリシーは、「デジタル商品またはサービス」を提供するアプリ開発者のみに義務付けられているもので、「物理的商品またはサービス」を提供する開発者には義務付けられていないため、差別的である。この差別は恣意的だと言える。

・ アプリ内購入の抱き合わせやアンチステアリングの慣行は日本の消費者に弊害をもたらし、また健全な競争をも損なうものである。(略) カスタマイズが行き届いた決済手段や先駆的なサブスクリプションモデルの開発など、独創的な製品を提供するアプリ開発者の能力に制限がかかる。例えば、Apple と Google のそれぞれのアプリ内決済システムの現状は・ 特定のアプリ開発者にとっては使用を免れないもので、そのような状況では、そのアプリ開発者が最終消費者に提供する唯一の決済オプションとならざるを得ない。・ サブスクリプションプランの設計における柔軟性が制限される。・ ユーザーが支払い期間を決めた分割払いをすることができず (サブスクリプション料金に関するもの以外) 一括払いせざるを得ない。・ ポートフォリオ・ブランドが自社のユーザーに特別オファーを提供する可能性を制限する。・ 商品をグループ化して提供することが容易にはできない。

・ アプリ内課金システム市場での公正な競争環境を実現するために、モバイル OS 提供事業者のアプリ内課金システムと並行して、又はその代わりに、代替的なアプリ内課金システムを使用する開発者やアプリストアに対し、Apple や Google が差別的な金銭的ペナルティ又は費用を課すことは、特に禁止される必要があります。かかる禁止は、う回行為を禁止するために、新たな法律に具体的に盛り込む必要があります。

・ モバイル OS 提供事業者が禁止行為を回避することを阻止するため、新たな法制度の枠組みには、新たな義務に違反または回避した場合の強力な罰則を盛り込み、モバイル OS 提供事業者が日本の新たな法律を遵守するよう適切なインセンティブを与えられるようにする必要があります。

・ 代替的なアプリ内決済・課金手段を利用する開発者に対して 1 回の取引につき 26~27%の恣意的な手数料を支払うよう要求することで、アプリ内課金に競争を持ち込もうとする開発者の実質的な利益を無効にしています。さらに、(略) 外部リンクエンタイトルメントの利用に数多くの制限を課したため、外部リンクエンタイトルメントは開発者のための代替的なサードパーティ決済システムとしては機能しておらず、また機能することができない状況です。最終報告で提案されている新たな法律では、ゲートキーパー・プラットフォーム事業者が競争を回避するために同様の手段を使用し続けるという非常に現実的なリスクを事前に排除するよう、積極的に努める必要があります。

・ アプリストアのプラットフォームが、第三者に開放されることで、モバイル端末、開発用 PC、開発ツールなどの価格に転嫁され、私どものような中小の開発者

ロッパーが参入する間口が狭くなってしまうことを懸念しています。課金システムの部分に関しては、多様な決済システムの中から開発者や利用ユーザーが選択できるような仕組みができれば良いのという思いは確かにあります。

- ・消費者が自身の希望に合うサービスを選択するには、十分な情報提供が必要であり、また、インターネット上の取引であることから、セキュリティやプライバシーの安全性確保が何より重要です。プラットフォーム提供事業者の決済・課金システムの利用の義務付けを禁止し、サードパーティ・デベロッパによるシステムの導入を許した場合、これまでのプラットフォーム提供事業者によるセキュリティやプライバシーの安全性と同レベルの安全性が確保されるのか、消費者からは判断ができないため危惧されます。日々、サイバー攻撃にさらされ、その技術レベルも日々高くなっていることから、それらに対応できるだけの技術を持ち、安全性確保のためにコストをかけることができるかどうか、安全性の評価をどのようにするのか、今後、具体的に示していただくことが必要です。

- ・決済サービスを選択させる際には、契約の相手方は誰か、その特性、申し出する場合の窓口など、それぞれのサービスごとに、明確に表示する必要があります。

- ・ユーザーが代替的な決済・課金システムを通じて購入することを選択した場合、Google Play のサービス手数料は Google Play が当該状況で提供する価値を反映して4%減額されます。

- ・日本において UCB (User Choice Billing) の運用を開始したことを考慮すると、Google に関しては、この分野の規制は正当化されるものではなく、また必要なものでもないと考えます。しかし、デジタル市場競争会議がこの方向での規制を進めるのであれば、決済の選択性を義務付ける規律において、Google に、GPB (Google Play Billing) をユーザーの選択肢として常に含めることを求めることが認められることが極めて重要です。

- ・決済・課金について、1つのアプリに2つの異なる決済システムを組み合わせることは、消費者の混乱を招くことに繋がります。トラブルが発生した場合に、どこで決済したのかわからなくなり、その問い合わせにも時間とコストがかかって、却ってトラブルが増えてしまう可能性もあります。また、複数の決済システムから一つを選択する場合に、その決済システムがプライバシー保護の面で十分に機能しているのかを確認するすべはありません。消費者にとって、わかりやすい安全な決済システムとすることを求めます

- ・米国などの他の主要な法域はこれまでのところ、アプリストアの支払いおよび課金のシステムとアプローチに政府の介入を課すことを拒否し、その代わりにDMAの影響を慎重に調査することを選択していると指摘しています。わたしたちは日本に対し、これに倣い、EUにおけるDMA実施の影響を慎重に評価してから、それを再現する国内政策の変更を進めるよう求めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該アプリストアを利用するデベロッパに対し、自社の決済・課金システムの利用を義務付けることを禁止する」と書かれているが、App Store のデジタルコンテンツ課金（有料 App、App 内課金、App 内サブスクリプション）に IAP ではないサードパーティの決済システムを強制する場合、IAP と同等の機能、スキーム、エンドユーザーへのサポートがきちんと実現できる決済業者のみ認可すべきであり、認可のための制度設計こそが重要である。 ・手数料はアプリストアという流通機能を利用することに対する適正な対価であり、他の決済・課金システムを許容したとしても流通機能利用料としての手数料をデベロッパから徴収することは当然であり、自社の決済・課金システムに係る利用料分を控除した手数料を徴収することは極めて自然である。これをう回的手段として規制する余地を与えることは、当局としてどの程度の手数料であればう回的手段でないかという判断をしなければならないことにつながり、政府規制による不当な価格介入につながりかねない。 	
<p>公正、合理的かつ非差別的な条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引相手方が同種のサービスを提供しているにもかかわらず異なる条件を設定していれば、「公正、合理的かつ非差別的な条件」（なかでも非差別的な条件）を課しているとはみられないことを規定するとともに、例外的に、相手方のサービスが同等でありながらも例外的に非差別的な条件を課しているとは認められない場合があるのであれば、それがどのような場合かを限定的に列挙する規定をおくべきである。また、例外的場合にあたるかどうかを主張立証するのは、規制対象事業者であることを法律上、明らかにすべきである。 ・手数料の水準は、原則として、決済・課金システムを利用させることで追加的に負担することとなる費用に基づいて設定すべきものであること、法執行者および利用者の求めがあれば費用の内訳及び額を開示する義務を負うべきこと、及び、事業上の機密保持の観点から開示ができないことを規制を受ける者が十分に説明した場合には秘密が保たれつつも中立的で十分な専門能力をもつ独立性ある第三者機関により、費用に照らして、手数料の水準が公正かつ合理的なものであることを検証する制度を設けることを、法律上で規定すべきである。 ・アプリストアに関してアップルとグーグルが支配的であることを考えると、アプリ開発者はアップルと取引する以外に選択肢がなく、そのため、この 2 社に関して交渉する立場はかなり弱い。FRAND の原則に基づいてアプリ開発者と取引することを義務付けることは、この不均衡に対処し、報告書で概説された行動の一部を防止するのに役立つ可能性がある。 ・プラットフォームが「アプリストアのビジネスユーザーに公正、合理的、非差別的な利用条件（手数料を含む）を適用する」という HDMC の要件は、重要な迂回防止策として機能し、新しい規制体制が機能するためにはこれを盛り込む必要があります。日本の新しい規制制度の立案者は、他の法域において法的義務に 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

直面した Apple と Google の最近の敵対的な行動から多くのことを学ぶことができます。

・特に価格設定に関して、公平性と合理性を確認する作業は複雑かもしれないが、FRAND 義務はアプリストアの市場支配に対処することを目的としたあらゆる法律に組み込むべき重要な手段であると考えている。これを盛り込むことで、アプリデベロッパは法外な価格設定に対抗するための重要な手段を得ることができる。

・現在、アプリストアを利用するサードパーティ・デベロッパの大半が手数料を負担していないとすれば、このような規定の導入により、一定規模以上のアプリストアを提供する事業者が、アプリストア利用に係る費用の公平な分担などと称して、不当に、これらの利用事業者に負担を押しつけ始めることのないようにする必要がある。

・決済・課金システムの利用強制を禁止する規律の導入に合わせて、これに実効性をもたせる方策として、公正、合理的かつ非差別的な利用条件（以下「FRAND 条件」という。）を義務づける提案がなされているが、この提案についても導入の態様いかんでは、同様の危険を孕んでいることに留意が必要である。

・Google は、代替的な決済・課金システムが現在利用可能になっているデベロッパがそれらのシステムを利用することを妨害していません。このような懸念に対処するために FRAND 義務を適用する案について考慮する際は、以下の点にご留意いただきたいと思えます。

-2022 年 11 月、Google は UCB の試験運用を拡大しました。

-最終報告で挙げられた懸念とは反対に、UCB の下で、代替的な決済・課金システムと共に GPB を提供することは、デベロッパのコストを不当に増加させることにはならないと考えています。

・Apple の価格システムは、デベロッパが独自の価格を設定するための高い柔軟性を備えています。2021 年以降、Apple は、サブスクリプション、App 内課金、有料 App でデベロッパが利用できるプライスポイントを、100 未満から 500 以上に拡大しました。また、昨年、Apple はプライスポイントを 900 以上に拡大しました。Apple はまた、通貨管理を柔軟化し、サブスクリプション App のデベロッパがストア全体の通貨や税金を簡単に管理できるようにしました。

・DMCH 最終報告は、FRAND 原則を適用し、デベロッパが同一 App 内で IAP およびサードパーティの決済処理を提供することが認められるべきであると提案しています。内閣官房デジタル市場競争本部は、これを指示すべきではありません。Apple に同じ App 内で IAP とサードパーティの決済処理を提供するよう要求すれば、消費者の混乱が広まり、いくつかの理由から、消費者を保護する Apple の能力を著しく損なうこととなります。第一に、ユーザーは、同じコンテ

	<p>ンツについて、複数の価格、異なるプライバシーと返金の慣行、そして、どちらの支払システムに帰属するか明らかでない評価とレビューに直面することになります。</p> <p>第二に、悪質な業者は、実際にはそうでないのに、IAPと同様のプライバシー保護と機能を提供する安全な決済ソリューションを使用していると消費者を誤解させようとする可能性があります。</p>	
返金	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンセルや返金を巡る問題については、Apple、Google による改善に向けた取組の状況を含め、透明化法の運用の中で、今後もモニタリングを継続し、改善を促すことにより対応していくこととする。Apple、Google においては、引き続き、本問題に対する改善策を講ずるとともに、改善策に対するデベロッパやユーザーへの周知徹底も行っていくことが必要である」という提案に賛成します。 ・デベロッパーが GPB で行われた取引について返金を行うために、ユーザーの決済情報は必要ありません。必要なのは、ユーザーの注文 ID 又はメールアドレスのみです。デベロッパーは、自身が管理するゲーム内 ID やアプリ内 ID (例えば、ユーザーがゲーム又はアプリで使用しているアカウント又はプロフィール) を使用してこの情報を特定することが可能であり、あるいはユーザーに問い合わせることでこれを知ることができます。デベロッパーはこの情報を取得した後、Google Play の注文管理サービス又は Google Play デベロッパ API を使用して返金を行うことができます。 ・Apple は、返金請求に関する最新の情報をデベロッパに提供します。App ストアは、顧客が返金を受け取ったとき、ほぼリアルタイムでサーバー通知をデベロッパに送信します。デベロッパは、App において、返金に伴ってデベロッパがとる措置 (返金されたコンテンツへのアクセスの削除など) を顧客に通知することで、返金通知に対応することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な検討を進めてまいります。

2-2. アプリ内における他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限

・HDMC から提案された規制制度は、開発者がどこでサービスの最適な価格を見つけられるかについて顧客と自由にコミュニケーションできるようにするとともに、シームレスな取引体験も実現します。このため、顧客がまったく同じ製品やサービスについて、利用可能な低価格を見つけて利用できるようになります。

・賛成する。アウトリンクを限定的に制限することでユーザーのシームレスな体験や選択の自由を損なわせている状況がある。安全・セキュリティの観点と最適なバランスで運用されているのか疑いが強い。アプリストア提供者による制限を緩やかにしたり、制限に詳細な説明を求めることでユーザーのニーズに合った取引条件、取引手段をユーザーが選択できるようにすべき。(ア) 特に、「App とリンクに関する要件」に記載されている諸条件は非常に厳しく、要件に沿って実装するとユーザー体験を毀損せざるを得ないケースが多く存在する。このような制約が撤廃されることはユーザー利益の観点から必要。

・上記の高額な手数料等に起因する課題への対応に当たっては、アプリやデジタルコンテンツの入手経路を多様化し、かつそれが消費者にとって分かりやすい形で示されることにより、入手経路間の競争を促進させることが極めて重要と考えられる。

・アプリ内からの購入は、アプリストアではなくアプリデベロッパによって開発されるアプリのコンテンツに大きく依存するため、実際のフリーライドはこの例では逆の方向に進んでいる可能性が高い。

・ユーザー体験を向上させ、ユーザーにスペシャルオファーを案内することができはすなのですが、Apple がそれを許さないという単純な理由で、これを実行することができません。もちろん、Apple Music はこのような制限は受けていません。

・リンクアウトを認めることによって、デベロッパーがアプリストアのサービス手数料の支払いを回避することを可能にする可能性があり、ひいては、アプリストアのプロバイダがイノベーションの強化及び導入を行う経済的インセンティブを阻害する可能性があります。その結果として起こるイノベーションの減少は、デベロッパとユーザーの両方の不利益につながります。

・エコシステムには多種多様な参加者がおり、それぞれ異なる利害状況を有しているところ、これら多様な参加者の利害状況のバランスを調整することは自ずと繊細な考慮が求められるが、本報告書はこのような微妙なバランスの上にエコシステムが成り立っていることを看過して、「情報提供制限等」として検討対象行為を一括りにして粗雑な検討を行っており熟慮を伴った分析とは到底いえず不当である。それぞれの行為態様によって、エコシステムにおける参加者それぞれに及ぼす利害得失の影響は異なり得るのであり(例えば、デベロッパがユーザー

・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

とアプリの外でメールを通じてやりとりをすること、アプリの中からリンクを通じて直接有料サービスの購入ページに遷移し購入ができるようにすることとの間では、デベロッパの取引機会の増加及びその反面としてのアプリストア事業者の取引機会の喪失への影響度合いが大きく異なる)、これら様々な利害状況への影響の個別の精査をせず一律に規制の根拠とすることは明らかに合理性・相当性に欠けている。

- ・Google はさらに、UCB パイロットという形で課金方法の選択性に関する変更を行っています。UCB の実施により、デベロッパーは、現時点で既に、GPB と並行して、日本のユーザーに代替的な課金システムを提供できるようになっています。

- ・アウトリンクに制限がなければ、デベロッパーは Google に対するサービス手数料の支払いを回避できる可能性があります。Google は、ユーザーとデベロッパの双方に提供するサービスに対して手数料の支払いを受ける権利があります。本来サービス料金を支払うべきデベロッパーが、アウトリンクを介して支払いを回避した場合、当該デベロッパーは対価を支払うことなしに Google が提供する全てのツールやサービスの恩恵を受けることができます。

- ・アンチステアリングルールは、フリーライドを回避するための、相応で、効果的かつ合理的な手段です。アンチステアリングルールは、Apple が合法的な手数料を徴収できることを確保することを目的としています。アンチステアリングルールは、App Store の手数料ベースビジネスモデルの当然の帰結です。すなわち、Apple に手数料を請求する権利があるのであれば、Apple は、デベロッパが手数料を支払うべきときに支払い、フリーライドをしないようにする手段を持たなければなりません。

- ・Apple のようなアプリストア運営業者に何らかの補償を行うメカニズムを許容せずにアウトリンクを義務付けることは、消費者に損害を与えるおそれがあり、(略) Apple の知的財産の流用に相当する可能性があります。

<p>2-3. 信頼あるアプリストア間の競争環境整備（アプリ代替流通経路の容認）</p>	<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な決済・課金サービス」を現実かつ実効的に実現するためには必須であり、これが容認され、アプリストア間で適度に競争が働き、各アプリストアの品質向上が期待できることは、デベロッパーにとってさらに優れた商品流通機会を得ることに繋がり得るため、検討の方向性に賛同する。他方、指摘されている通り「過度に多いアプリの流通経路」は消費者をいたずらに混乱させることに繋がりがねないこと、代替する新たなアプリストアが不正なアプリを適切に排除する機能を有しているかのモニタリングが必要になること等については、さらに議論が必要であると考えられる。 ・ゲートキーパープラットフォームが競争やアプリ開発者、消費者、イノベーションを害する行為を持続できていることの根底には、Apple と Google による双壁の独占体制があります。したがって、すべての規制当局の介入は、モバイルアプリ市場を開放して、この分野での Apple と Google の支配力を排除するという最終目標を念頭に置く必要があります。（略）ゲートキーパープラットフォームは、（最大）30%のアプリ税がIP、先行投資、またはアプリストアの運営コストの対価であると主張するかもしれませんが、実際には、吊り上げられた価格は独占による過剰利益です。この手数料の徴収は、純粋にゲートキーパープラットフォームの市場支配力の産物であり、それ自体が乱用に相当する慣行です。 ・報告書が代替アプリストアの利用を許可しながらデータセキュリティとプライバシーの維持にも注意を払っている点も歓迎されます。日本が代替アプリストアの利用を許可することを決定する場合、私たちは英国政府が提案したコード・オブ・プラクティスに類似するアプローチを採用することが賢明であると考えており（最終報告で言及されています）、英国と日本がアプリのセキュリティとプライバシーの確保に関する協力の最近の発表を歓迎します。 ・「少なくとも、Apple 以外の事業者が iOS に関するアプリストア事業に参入する機会が失われること自体のほかに、（中略）App Store における手数料に競争圧力がないこと、App Store におけるアプリ審査が必ずしも透明で公正でないことやそれによるイノベーション阻害のおそれが挙げられる」（90 頁）とする。このような本最終報告の問題意識は正当なものと評価できる。（略）本最終報告が、セキュリティ、プライバシーの確保をアプリ代替流通経路容認の条件としている点は、高く評価できる。 ・上記の自社決済・課金システムの利用義務付け禁止と合わせ、これらの対応を通じるにより、決済・課金システムに係る手数料がアプリ開発事業者にとって納得感のある水準・内容となり、ひいては消費者利益を確保するとともに我が国のスタートアップ振興にもつながることを強く期待する。 ・この分野での競争を促進するため、代替アプリ流通を可能にする事前規制は、分化されたアプリ流通モデルの成長、そして拡大を支援すべきである。アプリ流通に対するこのようなアプローチは、企業が市場に競争とイノベーションをもた 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告においては、アプリの流通経路が App Store に限定されることにより生じている「Apple 以外の事業者が iOS に関するアプリストア事業に参入する機会が失われていること」、「App Store における手数料に競争圧力がないこと」、「App Store におけるアプリ審査が必ずしも透明で公正でないことやそれによるイノベーション阻害」といった問題を解決し、それによって、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者が、手数料に対する競争圧力の確保を通じたメリットや、多様なサービスを選択できることによる恩恵を受けることを目指しています。 その際、「セキュリティ、プライバシーの確保が図られることは極めて重要」との認識の下、「セキュリティ、プライバシーの確保が図られている」アプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにすることを提案しています。 具体的には、「類型④（いかなるアプリストアも経由せずブラウザを経由してアプリ自体をダウンロードする方法によるアプリ配布）を認めることを義務付けるものではない」こととするとともに、代替的なアプリストアについても「セキュリティ、プライバシーの確保等が図られている」ものについて、それを実効的に利用できるようにすることとし、これにより、「信頼あるアプリストア間の競争環境の整備」を図ることとしています。 また、最終報告においては、「アプリ代替流通経路運営事業者がセキュリティやプライバシーの確保のために講じている措置やそれに関する客観的な評価について、消費者が知り得る状態にすることが、消費者利益の確保のために重要であるとの指摘がある。このような指摘を踏まえると、上記の措置等についての消費者に対する情報提供の在り方等に
--	-----------	--	--

らす新たなビジネス機会を模索することを可能にし、アプリ流通チャネルの競争力を高め、デベロッパーと消費者双方に利益をもたらすこととなる。

・モバイル OS 提供事業者に対し、アプリ代替流通経路を容認する義務を課すことについて、賛成です。最終報告で指摘されている通り、Apple の App Store は何ら競争圧力を受けていないため、Apple はアプリ内課金システムに高額な手数料を課し、また、アプリを承認又は拒否する裁量権を行使できることの一因となっています。Google に関しても状況は同じです。

・アプリ内課金システム市場の開放と、アプリ配布市場の開放を、一緒に実施することが重要です。アプリ代替流通経路を設けることは、アプリ内課金システムの競争の激化につながり、可能な限り最良のアプリ内課金システムを、可能な限り最良の価格で提供しようというインセンティブが生まれます。

・私は VR アプリ、VR ゲーム、3D オンラインゲーム等を制作しているデベロッパーです。Apple のアプリストアは審査が形骸化しておりアプリの品質は担保されていないように感じています。手数料も不当に高額であると感じます。

・合理的な理由の説明もなくアプリの更新を拒否されることがある。問い合わせでも返答がなかったり、説明される理由がコロコロ変わったりする (Apple 社や Google 社が邪悪なわけではなく、大企業すぎて動きが遅いのだと思います)

・iOS におけるアプリストアを他の業者に開放することは、単に Apple による経済的な独占を防ぐだけでなく、アプリの審査を多様化し、「日本の価値観では問題がないけどアメリカの価値観では問題があり、公開できない」アプリの受け皿になることも期待できるので、そうした観点からも支持したいです。

・DX を推進するデジタル庁や経済産業省、サイバーセキュリティの懸念等に対処する内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)、また社会基盤事業において端末が利用されるという観点からは後述の経済安全保障の文脈も含めた政府内関係各所とも連携いただきながら、矛盾のない政策にさせていただくことが重要であると考えます。

・「(略) 提供事業者が構ずる措置の具体的な内容は、OS 提供事業者が選択できるようにすることが適切である」とされているとおり、新たなアプリ代替流通経路のセキュリティ・プライバシーの確保のためには、OS 提供事業者による措置が必要であり、そのコストは、アプリストア事業者やアプリ事業者、消費者が負担することになると考えます。その結果、アプリの価格が下がり消費者の費用負担が軽減するなど、消費者利益となるのか不明です。

・必要なセキュリティとプライバシーの保護措置が講じられることを前提に、すべての OS において、ユーザーがサイドローディングを含む代替的なアプリ配信

について検討が行われるべき」としています。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、セキュリティ、プライバシーの確保が図られる形で、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・最終報告において、「「モバイル OS 等の取引実態に関する消費者向けアンケート調査結果」では、App Store 以外のアプリストアをどのような条件であれば利用したいかという iOS ユーザーに対する問いに対し、「App Store よりもアプリの価格が安いなら利用したい」と答えたユーザーが全体の 32%、「App Store よりもセキュリティが守られるなら利用したい」と答えたユーザーが全体の 34.9%、「App Store よりも多数のアプリが公開されているなら利用したい」と答えたユーザーが全体の 15.6%であった。これに対し、「どのような条件でも Apple App Store 以外のアプリストアは利用したくない」と答えたユーザーは全体の 12.4%にとどまっている」と記載されています。

こうした状況を踏まえ、最終報告においては、「アプリ代替流通経路は、ユーザーにとってメリットが示され、セキュリティ、プライバシーが確保される形で提供される場合には、ユーザー、デベロッパー双方により利用されることが想定され、したがって、そのような条件を備えたアプリ代替流通経路が出現することが可能となるような制度設計とすることにより、アプリ流通経路における競争圧力を働かせることが可能となる。」としております。

こうした考え方のもと、最終報告においては、前述のとおり、「セキュリティ、プライバシーを確保する形でアプリストアによる代替流通経路を認めることを求める」こととしており、これにより、

チャンネルにアクセスできるようにすべきだと考えます。

・サードパーティのアプリストアが Google Play で配信されることを義務付けることは非常に望ましくありません。

・最終報告書は、アプリの代替的な流通経路を確保することが、競争と特定された消費者の弊害に対処するための効果的なメカニズムとなる可能性も提案している。この提案を裏付ける HDMC の調査結果を支持する。(略)しかし、この解決策の有効性に疑問を持っている。Apple と Google によるスイッチング・コスト、ネットワーク効果、その他の慣行により、HDMC が最終報告書で指摘した競争と消費者の弊害を緩和するために、消費者のスイッチングが短中期的に十分なレベルで発生する可能性は低い。

・モバイル OS 提供事業者が、技術的、金銭的又は契約上の手段により、サードパーティのアプリストアに不当な不利益を与えることを禁じる必要があります。(略)サードパーティのアプリ配布サービス業者が Apple や Google のアプリストアと競争するために必要な、Apple や Google の API や他の機能やツールにアクセスできることが、実際に変重要なのです。

・モバイル OS 提供事業者が、サードパーティのストアやサードパーティ課金サービスなど、サードパーティが提供するサービスに対して、新たに手数料や収益に比例した手数料や、ソフトウェア・ライセンス使用料を課すことは許されるべきではありません。

・アプリやデベロッパがどのアプリストアやアプリ内課金システムを利用することを選択したかを理由に、モバイル OS 提供事業者がアプリやデベロッパを差別することを禁止する必要があります。

・結論として、AppStore の審査制度における表現規制は特別な懸念として取り上げるべきです。画一的で不透明な審査基準は、開発者の創造性やアプリの多様性を制限しています。そのため、介入を行うのであれば表現規制に限定した公的介入の検討を提案します。それ以外の部分の規制や介入は、市場の自由や独自性を維持するために避けるべきです。

・開発者とプラットフォームの関係に政策立案者が介入すれば、最大のソフトウェア企業は利益を得る一方で、小規模開発者は不利な状況に置かれる可能性もあるため、慎重に検討すべきです。

・経済学的見地からは、Apple 及び Google が設定する手数料水準を多くのアプリ・デベロッパーが「高い」と感じているからといって、その水準が社会的に見て高すぎると結論付けることはできない。なぜなら、供給者が多額の固定費用を負担する産業においては、供給者間で十分な競争が存在しても価格が限界費用(例えば、アプリストアの運営において生じる取引ごとの変動費)を大きく上回

「信頼あるアプリストア間の競争環境の整備を目指す」こととしています。こうした制度設計により、アプリストア間の競争が実質的に行われる環境整備を目指しています。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、セキュリティ、プライバシーの確保が図られる形で、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・経済安全保障の観点からは重要と認識しており、これまでも関係省庁と連携してきております。引き続き、関係省庁と連携を図ってまいります。

・デジタル庁 HP の記載のとおり、マイナンバーカードと同等の機能(署名用及び利用者証明用の電子証明書)を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載機能については、以下のとおりとされています。

-「スマホ用電子証明書は、スマートフォンの GP-SE※という安全な場所に格納しています。

(※GP-SE はスマートフォンの本体基盤に埋め込まれた Secure Element (SE) で、GlobalPlatform (GP) 仕様に対応した JavaCard 実行環境をプラットフォームとして有し、サービス提供者が開発した Java アプレットをインストールして動作させることが可能な IC チップです。)

-GP-SE に格納しているスマホ用電子証明書にはマイナポータルアプリからしかアクセスできないようになっています。

-さらに、不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。」

って当然だからである。

・Apple の App Store は、今日の攻撃を検知しブロックするように設計されています。現在の脅威モデルを変更すれば、サードパーティアプリストアや Apple の App Store を標的とする、新たに開発されたツールや専門性を備えたより高度な攻撃が可能になります。

・代替流通経路で配布される App は別の SDK を使用して構築されている可能性があり、iOS と代替流通経路で配布された App との問題が生じるおそれがあります。iOS をアップデートした場合、代替流通経路経由で配布された App の機能が動作しなくなる重大なリスクが生じます。その結果、ユーザーは新しい iOS のバージョンへのアップグレードを避けるようになり、特にアップグレードには通常セキュリティパッチが含まれるため、iOS のインフラをセキュリティ侵害にさらしてしまうことになり得ます。

・Apple は、セキュリティおよびプライバシー保護措置のレベルを下げる政策の方向性は、昨今の日本の経済安全保障を推進する政策と合致していないと考えます。政府や重要なインフラ・サービスに携わる事業者が保有する安全保障上重要な情報へのアクセス権を持つ市民には、安全・安心なスマートフォンを持つ選択肢が与えられるべきです。

・iOS や Android 等のスマートフォン OS アプリストアのサイドローディングに強く反対します。手数料率が非常に高額であることは問題ですが、特に iOS のアプリストアはセキュリティの品質担保に大きく貢献しており、知識も適切な経験も無い一般のユーザーが気軽にセキュリティ面で危険性を判断出来ないまま、サイドローディングによって自由にアプリをインストール出来るようにすることは害しかありません。手数料率の上限を設けるなどの方向性での規制を望みません。

・iPhone 独自の安全性や、Android の自由度など、それぞれすでに棲み分けができており、本報告書の内容には一消費者としてのメリットがない。近年海外さんのスマートフォンの安全性などが話題になる中で、一個人としては安全性の観点から iPhone を選んでいるので、デバイスを製造している企業理念にまで国が口を出すようなことではないと考える。プラットフォームの構造を規制するのではなく、中間手数料などのマージンに関しての法整備をすることで自然競争は十分生まれるのではないかと考える。具体的には手数料割合の上限を定める、など。

・既にアプリストアが解放されている Android では、ユーザの 97.4% が Google Play からダウンロードしていると（略）記載されています。つまり iPhone の App Store を解放し他所で競争は起こらず、報告書で指摘されているようなメリットなど存在しないのは明白です。

逆に、新しい「セキュリティホール」を作るだけで、国民にとっては不利益にし

iPhone に搭載される場合においても、スマホ用電子証明書の安全性について、上記と同様の対応が行われることが想定されています。従って、アプリストアとスマートフォン用の電子証明書の搭載機能の安全性については、特段の関連性はないと考えます。

かなりません。そもそも、マイナンバーカードの仕組みの組み込みを懇願しているデバイス (iPhone) に対して、セキュリティリスクを作るような政策を出すことが馬鹿げています。

・他社製アプリストアについてですが、旧来から皆が寄せている iPhone へのセキュリティに対する信頼を大きく損なう可能性のある問題で、近年進めているマイナンバー情報のスマホ管理可能化への大きな障害ともなりうると考えています。一大事が起こってからでは遅い、大問題になりかねないものです。またこういった使用者の個人情報に問題が起こりかねない状態になれば、より使用者と密接なスマホ機能について Apple 社から制限、未実装等の弊害が起こりかねないとも考えます。一度立ち止まって、さらなるヒアリングや他部門との協力で慎重に動いていただくのを望みます。

・モバイル・エコシステムに関しては、競争や公正取引の観点よりも、消費者保護の観点のほうが重要になってくる。アプリストアに関しては、スマホ OS の開発企業も、外部企業も、セキュリティ審査が一定の水準に達している必要があると考えられる。そもそも、競争や公正取引も、最終的には一般消費者が不利にならないためにすることだ。本末転倒にならないよう注意していただきたい。

・アプリストアが解放されれば、リスクが増すために、それに対応して、日本とヨーロッパでは OS の機能制限が行われるはずで、そうなれば優秀なアプリ開発者は日本市場を無視することになるでしょう。開発者にとっても消費者にとっても、メリットよりデメリットの方が大きいです。

・現在、サイドローディングの無い iPhone により提供されるセキュアな端末と、Android によるそうでない端末の 2 つの選択肢が存在し、ユーザの要件や嗜好に応じて選択されている。今後もユーザがいずれも自由に選択できるようにし、両者の間で公正な競争を行える環境を維持すべきと考える。

・App Store の競合として参入する誰かがいてのことなのでしょう。仮にいたとしても勝算のないビジネスです。それは他のプラットフォームで既に明らかになっていることです。Android ではすでにサイドローディングが実現していますが危うい AppStore しかありません。

・iOS のアプリストアの代替の義務化は必要ない
iOS の AppStore は iPhone/iPad のセキュリティ重視としての技術的特徴であり、Android との差別化として健全な処置である。ユーザ・開発者は iOS/Android の選択が可能な状況にあり、ストアのサイドローディングを強要しなくても市場は健全であり、ユーザが不利益を被ることはないと考えられる。むしろ、セキュリティ低下により情報弱者がスマートフォンを安心して使えなくなることにより、情報格差の広がりや個人情報漏洩、詐欺などの危険性が増すことを懸念する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、Apple 一社が厳重なアプリケーションの審査をしていることにより、iPhone のセキュリティが築き上げられ、またそのことが評価されて iPhone が一定のシェアを獲得した背景があります。今回の改正によって、それらの前提条件が覆されてしまい、いちユーザとしても安心できる状況ではなくなってしまいました。 ・主に、プラットフォーム側へ手数料として幾分の金額が徴収されるという現状がありますが、それは妥当なものであると考えます。AppStore の運営、セキュリティ上のシステム構築、年々の機能のアップデートなどなど、プラットフォームの運営にはお金が発生することは当たり前です。 ・アプリ公開の手間が増え、アプリのダウンロードは減り、収益の入金先が複数になることで処理が煩雑になり、アプリのメンテナンスコストが増え、ユーザー対応も増えてしまいます。アプリ開発者としてはメリットがなくデメリットしかありません。 	
<p>類型④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ代替流通経路の類型で挙げられている「④いかなるアプリストアも経由せずブラウザを經由してアプリ自体をダウンロードする方法によるアプリ配布」の脅威として、アプリストアによる審査を経ずに不正アプリが配信され、ユーザーの端末にインストールされるリスクの懸念がある点に鑑みると、類型④を認めることを義務付けないことは妥当と考える。 ・まず、Web 上から無制限にアプリをダウンロードできるいわゆるサイドローディングと信頼ある代替アプリストアを明確に分けて議論すべきであり、競争評価上もこれらが区分して評価されたことを前向きに理解する。 ・内閣官房デジタル市場競争本部は、ブラウザからのダウンロードによる配布では適切な水準のセキュリティが保証されない可能性があることから、OS 提供事業者が第 4 の（最後の）流通経路をサポートしないと決定しても、提案されている規制に違反しないことを明言しています。 ・iPhone の良さは堅牢なセキュリティとアプリ審査による、AppStore からのアプリであれば安心・安全できる点が一番だと思います。この点でリテラシーの低い家族などにも iPhone を推奨していました。アプリストアに審査なしのアプリが入ってくるのであれば、本当に大手の誰もが使っているアプリでないと安心して入れられなくなり、それすらも見た目など模倣されたアプリがでまわるとなんらかの被害にあいかねません。気になるアプリがあっても提供元が知らない会社/個人であればインストールを避けることになり、アプリ市場の縮小/大企業の寡占状態をむしろ助長するかと思います。以上のことから iOS のアプリストアの代替の義務化は必要ないと意見します。 ・スマホにはサンドボックスやアプリ権限設定などの対策が行われているがセ 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告においては、「類型④（いかなるアプリストアも経由せずブラウザを經由してアプリ自体をダウンロードする方法によるアプリ配布）を認めることを義務付けるものではない。」としています。 このように、「審査なしのアプリ」「無審査アプリ」がインストール可能となるのご懸念については、「アプリの配信において、アプリストアによる審査を経ず、結果として不正アプリが配信されるリスクを防ぐことが困難な類型④のような経路を認めることを求めるものではない」こととしています。

	<p>キュリティホールはゼロではない。無審査アプリのインストールを可能にすることで情報漏洩の可能性が著しく上昇する。</p>	
<p>代替アプリストアの容認に当たってのセキュリティ、プライバシーの確保</p>	<p>・セキュリティの専門家は、ユーザーデータを保護し、デバイスをマルウェア、ウイルス、詐欺から保護するためには、アプリストア全体のコントロールが必要であるというゲートキーパープラットフォームの主張を否定しています。重要なのは、Apple と Google の現在の独占的な慣行が、実際には、消費者のデータのプライバシーやセキュリティを保護するのに効果的ではないということです。(略)ゲートキーパープラットフォームは、「セキュリティ」という常套句を日常的に使用して独占的な慣行を正当化し、セキュリティを提供しているのは AppStore ではなく暗号化、ファイアウォール、ソフトウェアおよびハードウェアであるという事実を無視しています。</p> <p>・競争を排除することで、Google と Apple は自分たち自身と第三者の両方が、特にアプリストアのレビューとキュレーションに関して、プライバシー、セキュリティ、安全性に本格的に投資するインセンティブを破壊しました。競争に道を開くことは、Apple と Google の革新へのインセンティブを減退させるのではなく、むしろプラットフォームにアプリストアや関連サービスへの投資を増やし、開発者と消費者のエクスペリエンスを向上させる圧力をかけることとなります。</p> <p>・セキュリティやプライバシーの確保が既存のアプリストアを提供する一部の事業者にしかなできないという前提に立って選択肢を狭めるのではなく、安全やセキュリティを十分確保できる適切なアプリストア提供者が現れるよう、基準の明確化等といった参入促進の議論・調整により、アプリストアに適切な競争圧力を生じることを期待する。</p> <p>・Apple の iOS は AppStore のレビューシステムに依存している為に OS のセキュリティ保護モデルが Android 陣営と比べて脆弱であるように見受けられる(例としてストレージアクセスの権限周りなど)が、その脆弱さを改善せぬまま AppStore を押しつけることは反競争的であるので規制対象とすべきである。</p> <p>・Android におけるサードパーティーストアである F-Droid はサービス開始以来一切マルウェアや不正な情報流出を行うアプリを公開したことがないことが知られており、App Store を遥かに超えるセキュリティを維持していることが知られている。これも Android がサードパーティーストアを許容していなければ実現できなかっただろう。</p> <p>・「アプリ代替流通経路運営事業者がセキュリティやプライバシーの確保のために講じている措置やそれに関する客観的な評価について、消費者が知り得る状態にすることが、消費者利益の確保のために重要である」と指摘されているとおり、どのアプリストアを選択するのか、消費者の選択する権利の確保には、それぞれ</p>	<p>・最終報告においては、「アプリ代替流通経路を容認するに当たっては、セキュリティ、プライバシーが確保されることが重要である。」との認識のもと、「セキュリティ、プライバシーの確保等が図られているアプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにする」こととし、「セキュリティ、プライバシーを確保する形でアプリストアによる代替流通経路を認めることを求める」こととしております。</p> <p>具体的には、セキュリティ、プライバシーの確保の観点から、代替的なアプリストア運営者自身が行い得る取組として、最終報告においては、「不正アプリの検証として有効な動的解析のみならず、検証の有効性、実効性をより高めるために、アプリのバイナリ解析を部分的に行うことによって、使用されている API をリスト化する等の静的解析の取組が行われることも考えられ得る。さらに、技術的な検証だけでなく、アプリストアの方針として、取り扱うアプリ・デベロッパを信頼できる者に限定しながら、アプリ・デベロッパとの契約によってセキュリティ、プライバシーの担保を図ったり、アプリを特定のカテゴリに限定することによって審査を効率化したりするといったことも考えられる。実際には、アプリストア運営者は、上記のような様々な手段などの組合せによって、セキュリティ、プライバシーの確保を図っていくことが考えられる。」としています。さらに、「OS 提供事業者は、OS やハードウェアのセキュリティが毀損されることのないようにするため、又はプライバシーの確保等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることができ。」こととしており、この措置につい</p>

の特性や措置についてわかりやすく表示していただくことを求めます。

・セキュリティ、プライバシー確保の評価基準を定めたうえで、代替アプリストアのアプリ審査のプロセスと当該代替アプリストアの運営面の適格性や、OS 提供事業者のセキュリティ、プライバシー確保のための措置を監査し認定を行う、認定機関を設けてはどうか。(略) セキュリティ、プライバシーの確保や運営面が適格だと確認された代替アプリストアであることを認定機関がユーザーに示すことで、ユーザーの不安払しょくにも寄与することが期待できる。

・モバイル OS 提供事業者においては、不正コンテンツの流通や意図せぬインストールを防ぐための OS 機能の提供もより一層重要になり、いわば必須と考えます。モバイル OS の種類を問わず、OS として不正コンテンツ (マルウェア) を防ぐ機能が具備され、当社あるいは第三者による対策機能も提供できるようになれば、お客さまにとって、またアプリ開発者にとって、健全なかたちで利便性と多くのメリットを享受できるようになると考えられます。

・近年では、審査を必須とするアプリストアにおいても、審査をすり抜け、意図せぬ不正コンテンツのアプリストアにおける流通も課題となっております。そのため、事後対策としてのセキュリティ対策の提供もより一層重要になり、いわば必須と考えます。Android については、第三者による、いわゆる「ウイルス対策」機能も提供されている状況であり、また、Android OS にも OS 機能として Google Play protect と称する不正コンテンツ (マルウェア) を防ぐ機能が具備されており、効果があるものと思料します。

iOS においても、不正コンテンツによるお客さまへの被害発生が観測された事実が電気通信事業者等から報告されておりますが、iOS については、現時点では、第三者および iOS 提供事業者による不正コンテンツ (マルウェア) に対する事後対策機能が具備されていない状況です。(略) 不正コンテンツ (マルウェア) の流通や意図せぬインストールに対する事後対策機能も提供できるように OS 提供事業者に要望していくことが、ユーザーにとって、またアプリ開発者にとって、健全なかたちで利便性と多くのメリットを享受できるようになると考えます。

・現在のスマートフォン上のアプリケーションは、(略) 世界中の誰もが、電気や水道の様に日常生活に欠かせないものとして使われる状況に至った今、その運用に関する技術的安全性を、一民間企業だけが制御し、その運用基準が公開・検証されないまま一方的な参入条件が課せられる現在の状態は、意図的な参入障壁を設けて市場競争の公平性を損なうだけでなく、世界の社会基盤の安全性に対し、致命的な脆弱性を生み出す行為と言わざるを得ません。(略) 従来 of 過渡期において許容された、市場支配的な立場にある一民間企業が制御・意思決定権を握る従来構造を廃し、インターネットや移動体通信規格と同様の、国際標準作業に準じる体制を構築し、必要な規格・規則の制定と整備・運用を行う形態に移行すべきと考えます。

では、「OS 提供事業者によるセキュリティ、プライバシー確保のための措置には多様な方策 (例えば、OS 提供事業者によるアプリストア運営者に対する審査や、OS において施されるセキュリティ対策等) やそれらの組合せがあり得る」ものとしております。

加えて、アプリストアが担うべきアプリ審査等について一定の指針が示されることも有用であるとの認識のもと、最終報告においては、「アプリ代替流通経路の容認に当たってのセキュリティ、プライバシー確保の内容、方法について、セキュリティ等の専門家や専門家団体等によってガイドライン等が示されることも考えられる。」としております。

これらに加え、「アプリ代替流通経路運営事業者がセキュリティやプライバシーの確保のために講じている措置やそれに関する客観的な評価について、消費者が知り得る状態にすることが、消費者利益の確保のために重要であるとの指摘がある。このような指摘を踏まえると、上記の措置等についての消費者に対する情報提供の在り方等について検討が行われるべき」としております。

今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、セキュリティ、プライバシーの確保が図られる形で、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・OS 組み込みのアプリストアに対抗するため、あるいはマネタイズのために不正なアプリを容認する「ヤミ市」のようなストアが生じた場合に、どのようなエンフォースメントを、誰が実施するのか。サードパーティのアプリストアには、アプリストア自体のガバナンスについて、第三者による審査などを求めることは必須だと考える。

・App Review がもたらす便益は、Apple が提供する「ガイドンス」に基づいて第三者が再現できるものではありません。さらに、Apple がそのようなガイドンスを効果的に実施できる手段もありません。

・サードパーティのアプリストアを容認すること自体は構わない。選択肢と競争が起こる観点によって、アップルの手数料などが変わる（引き下げられる）可能性があるため。ただし、アプリに不正なコードや挙動が含まれないかを確認するセキュリティチェック体制は、おそらくアップルと同等にはどうやってもなれない。従って、「有害なアプリが多い危険性がある、第2位のストアであること」「第二の選択肢であること」を明示する、あるいはプリインにはせず、ユーザーが任意にインストールする存在にすることなどが必要。

・現在のスマートホンにおける個人情報の重要性を考えたら、ハードウェア、ソフトウェア OS について深くわかっている製造者による審査以上の安全性の担保はありえない。（略）アプリ市場の自由競争を活性化させたいのなら、アップルに対してアプリ開発のためのプラットフォームと販売手数料の引き下げや、段階的に売上に応じて生じる料金体型の抜本的な見直しを勧告すべきだとも思う。

・他のストアを開放した場合、同様の厳格な審査が行われるとは到底考えられません。他のストアを開放するならば、アプリの厳格な審査を義務付け、実際にマルウェアやコンピュータウィルスがそのストアを通じて配布された場合には即刻ストアを閉鎖するような厳格なルールを平行して導入すべきです。

・Apple 社によるセキュリティチェックは、「セキュリティ」や「プライバシー」をアピールする同社にとって利害相反しないため信頼性に足る。（略）一方で、外部ストアではそうした動機付けや資金力が弱く、セキュリティ上の懸念が残る。
手数料は Apple 社の利益だけでなくセキュリティチェックにも使われており、価格が安い外部ストアがセキュリティの面で同等となるのかについては疑問が残る。

・後発アプリストアが AppleStore からシェアを奪う場合に何を売りにするのかを考えると、より低い手数料や審査や更新による手間の低減を謳う可能性は高いと考える。そして手数料が下がれば当然利益は下がり、また、Google Store の例からデファクトスタンダードと化した市場からシェアを奪うのは容易ではない

		<p>ため、当分の間利益が低いまた赤字の状況で運用する事になる可能性が高い。その状態で Apple のような高い基準を持ってアプリを審査出来るかは疑問であり、また、利益を確保する為に対した審査を行わずにアプリを配布可能にする事も当然リスクとして考えられる。</p>	
<p>アプリのぜい弱性検証</p>		<p>・「セキュリティ、プライバシーの確保」のために、(略)「アプリ・デベロッパ自身による取組」に大きな期待を置くというのであれば、それは、世界中のアプリ・デベロッパが自発的にセキュリティ確保のための措置を執るはずだという荒唐無稽な性善説に立つものであって、単なる信念に過ぎないものである。</p> <p>・開発に充てる予算が限られているアプリ・デベロッパや収益性が低いアプリ・デベロッパにおいて、開発コストとは別にあえてセキュリティに関するコストをかけてぜい弱性対応を行うことは期待できない。(略)アプリ・デベロッパがアプリのセキュリティについて原則として責任を負うこととなると、仮に当該アプリのぜい弱性に起因してユーザーに損害が発生した場合、アプリ・デベロッパが当該ユーザーから法的責任の追及を受ける可能性が高まるため、アプリ・デベロッパの開発行為に対して萎縮効果を及ぼしかねないことも懸念される。</p> <p>・既にアプリ・デベロッパには膨大な量のガイドラインが示されており、十分な量のセキュリティに関する情報は開示されている。このような状況であるにもかかわらず、上記(3)のとおり2割(19.2%)のアプリ・デベロッパが「セキュリティ対策は実施してない」という状況にあることを鑑みると、新たにガイドラインを設けてもセキュリティ上の効果は限定的となる可能性が高い。</p>	<p>・最終報告においては、「アプリが悪用されることを防ぐぜい弱性検証の観点」と、「ユーザー情報や端末等を不正に利用する不正アプリの配布を阻止する観点」の2つについてそれぞれ以下のとおり記載しております。</p> <p>-「ぜい弱性が悪用される場合、アプリ・デベロッパ自身が被害を受けたりユーザーが被害を受けたりすることが想定されるが、いずれの場合もその責任を負うのはそのアプリ・デベロッパであることから、ぜい弱性検証はアプリ・デベロッパが自身や外部に委託することで行うのが原則といえる。」</p> <p>-「不正アプリは、ユーザー情報や端末等を不正に利用するために作成されることから、アプリ・デベロッパ自身によって対応されることが性質上期待できず、アプリストア運営者による対応が必要となる。」</p> <p>ご指摘の点は1点目の記述に対するご意見と理解いたします。</p> <p>この点について、ぜい弱性が悪用される場合の責任を負うのは、アプリストア側ではなく、アプリ・デベロッパであると認識しております。</p> <p>・また、最終報告においては、アプリ・デベロッパが参照すべき「アプリにおける設計、開発に関するガイドライン」とアプリストア運営者が参照すべき「アプリストア運営に関するガイドライン」を区別して記載しております。そして、「アプリストア運営に関するガイドライン」については「アプリストアが担うべきアプリ審査等について一定の指針が示されることも有用である。」と提案してい</p>

			<p>るところです。一方、「アプリにおける設計、開発に関するガイドライン」については、「アプリストア運営者がアプリ・デベロッパに対しアプリのセキュアコーディングのガイドラインを示したり」することを提案しております。</p> <p>・なお、最終報告において、「アプリ代替流通経路の容認に当たってのセキュリティ、プライバシー確保の内容、方法について、セキュリティ等の専門家や専門家団体等によってガイドライン等が示されることも考えられる。この際、日本スマートフォンセキュリティ協会が作成しているセキュアコーディングガイドライン（Android アプリにおけるセキュリティを考慮した設計、開発のノウハウを集めた文書）も参考とすることが考えられる。」としている点について、その趣旨を補足すると、アプリストア運営者に対するガイドラインについて、セキュリティ等の専門家や専門家団体によって示されることも考えられるとの点について、アプリ・デベロッパに対するガイドラインがセキュリティ等の専門家団体によって作成されていることから、その点で参考になるとの趣旨であり、アプリ・デベロッパに対するガイドラインそのものをアプリストア運営者に対するガイドラインとして活用すべきとの趣旨ではありません。</p>
	<p>プライバシー</p>	<p>・アプリストアもコントロールできるモバイル OS プロバイダーが、モバイルエコシステムにおけるセキュリティとプライバシーを確保するために必要な対策が何かを一方的に定めるべきではない。これらの OS プロバイダーが、プライバシーとセキュリティの懸念を競争に晒されることから身を守るための盾として利用しないようにすることが極めて重要である。</p> <p>・この急速に変化するデジタル空間では、プライバシー規制への法的遵守は最小限必要なものではあるものの、決して十分ではないことを念頭に置く必要があります。</p>	<p>・最終報告においては、「OS 提供事業者は、OS やハードウェアのセキュリティが毀損されることのないようにするため、又はプライバシーの確保等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることができる。」とし、このうち「プライバシー」については、「OS 提供事業者が、アプリ代替流通経路を運営しようとする事業者や当該アプリ代替流通経路を利用するアプリ・デベロッパによ</p>

		<p>・本最終報告は、OS 提供事業者は、代替アプリストアやアプリ・デベロッパによる法令順守のための措置は実施しているが、法令順守以上のレベルの措置は実施すべきでない、とするのである。(略) OS 提供事業者が法令順守以上のレベルの措置をとることができないとすると、プライバシー保護のレベルは、OS 提供事業者にとっては差別化の要因とならず、「プライバシーを訴求要素とする OS のビジネスモデル」のようなものは、存在することができなくなる。</p> <p>・OS 提供事業者がプライバシー保護に藉口してアプリ代替流通経路の実質的な利用を阻もうとすることを警戒する点は理解できる。しかしながら、(略) この問題は、「OS 提供事業者が講じるプライバシー保護の措置が、ユーザーが望む合理的なものであるのか、それを超えて不当に代替アプリストア等を抑圧するものであるのか」という観点から、法令順守とは独立して別途検討されるべきものである。法令順守のレベルを超える措置はすべて「過度な措置」になるとする本最終報告書の考え方には到底賛成することはできない。</p> <p>・不当に参加事業者を抑圧するものであるか否かは、(1) 自主的措置が相当数のユーザーの期待に合致しているか、(2) 自主的措置のもたらすプライバシー保護の効果を法令で実現している海外の立法例があるか、(3) プライバシー保護の効果と参加事業者の負担がバランスを失っていないか、等の観点から総合的に判断されるべきである。</p> <p>・内閣官房デジタル市場競争本部は、OS 提供事業者が提供するプライバシー保護が、個人情報保護法や電気通信事業法を遵守するために法律上要求される範囲を超えるべきではないと提案しています。Apple は、プライバシーに対するこの安易で最小限のアプローチに強く反対します。(略) プライバシーは競争の重要な側面であり、また、Apple はプライバシーを基本的人権と考えています。(略) 市場参加者は、可能な限り、法律上要求される保護を上回る、強固なレベルのプライバシー保護の達成に努めるべきです。</p>	<p>り個人情報保護法や電気通信事業法等をはじめとした法令が遵守されることや、それらの法令を遵守するための政府のガイドライン(例えば「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」)等に従った対応が行われることを確保するために必要であり、かつ比例的な措置が想定される。」としており、ご指摘の意見はこの部分に対するものと理解しております。今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、上記の部分は、OS 提供事業者が、自ら運営するアプリストアにおいて、プライバシーの観点から差別化を図る措置を講ずることを否定しているものではありません。</p>
	<p>青少年保護</p>	<p>・Apple や Google は、(略) アプリのダウンロードを不可能としたり、保護者に事前確認をしてから許可された場合だけインストール(有料アプリであれば課金)がされるような仕組みも整備しています。しかしながらアプリ代替流通経路が登場すると、こうした仕組みが事実上機能しなくなる(略)という状況が懸念されます。</p> <p>・スマートフォンなどのフィルタリングにおいても未成年に対して完全に適用することが難しいことが指摘されている中、そこに加えてさらにアプリ代替流通経路という「抜け穴」が増えることで、内容的、年齢的、機能的に不適切なアプリやサービスに青少年が晒されるリスクは、保護者にとっても許容し難いところがあります。(略) 何らかの形で「保護者同意」を義務化する付帯条項をつけることを強く求めます。</p>	<p>・ご指摘のとおり、青少年の保護は重要であると認識しています。最終報告では、以下のとおり記載しています。</p> <p>「Android のファミリーリンク機能の在り方は参考になると思われる。Android には「提供元不明のアプリのインストール」という設定があり、監督対象端末の保護者は、ファミリーリンクによって、被保護者が自分の端末にアプリを代替流通経路経由でインストールすることを許可するか否か等を管理することができる。</p>

・健全な競争や選択肢の増加という意味で、アプリ代替流通経路を認めること自体を当方は否定するものではありません。(略)そうした全体の方針に対しては一定の支持を表明する一方で、青少年保護の観点や教育現場における端末の適正利用については、教育業界において教職員と民間企業が知恵を出し合って10年以上に渡り、ベストなバランスを(状況に応じて)作ってきたという現状がありますので、そうした領域への配慮はぜひお願いしたいところです。

・青少年保護の観点からは、単純に「機能」として可能かどうかの視点では足りず、一般的な保護者が使えるかという実質的な使いやすさの観点も必要である。ペアレンタルコントロールの仕組みが複雑なところ、流通経路が制限されているAppleの方が青少年保護を容易にできるという観点から利用している保護者も存在しうる。大多数の保護者にとって子どもが利用するアプリの安全性を個々に判断する余裕がないことからApple内での選択肢を増やし、更なる機能を追加すること(略)が青少年保護に資するものではないという視点が必要である。

・アプリ代替流通経路を容認した場合については、「信頼あるアプリストア間の競争環境整備(アプリ代替流通経路の容認)」における消費者に対する情報提供の内容について、青少年保護の観点から利用年齢に関する基準や表記、及び、利用に関する実質的容易性についての検討が必要であることも明記すべき。

・代替流通を認めると、年齢制限、App Review、評価とレビュー、未成年者の購入に関して親に承認を求める「承認と購入のリクエスト」、およびスクリーンタイムといった機能を通じて、プラットフォーム上のユーザー、特に子どもたちを保護するAppleの努力が妨げられることとなります。Appleは、代替経路を通じて配布されるAppがこの点に関してAppleの安全基準に適合していることを保証できません。

・青少年保護およびGIGAスクール構想の円滑な推進のために、以下の2つの例外を設けることを提案いたします。

1) 学校教育機関(特に小中学校)で利用する教育用端末における当該規制の除外措置

2) 未成年(18歳未満)が利用する端末においてアプリ代替流通経路を利用させる際には、保護者の同意を得る仕組みの整備

・現状、学校で利用される教育用端末においては、教育活動の支障にならないように、特に義務教育段階においては私立・公立問わず、大半の学校が生徒児童に対してApple・Google公式、非公式双方のアプリストア等の利用を規制しています。(略)多数のアプリ代替流通経路が登場すると、従来の教育現場におけるMDMなどによる端末制御や機能制限、Webフィルタリングやドメイン規制によるアプリストアのアクセス規制などが(従来はストアがメーカー公式のみであったことから容易に行えていたものが)非常に難しくなるという課題が発生します。

具体的には、被保護者の端末の初期設定では「提供元不明のアプリのインストール」という設定はオフになっており、被保護者は自らの端末にアプリを代替流通経路経由でインストールできない。保護者はファミリーリンクを利用してこの設定をオンにすることができ、これにより被保護者は自らの端末に代替流通経路経由でアプリをインストールすることができるようになる。しかしながら、設定がオンの場合でも、被保護者が自らの端末にアプリを代替流通経路経由でインストールすると、保護者にはファミリーリンク内で通知がなされ、保護者は被保護者の端末上で当該アプリを無効にすることができる。」

また、最終報告においては、「OS提供事業者は、OSやハードウェアのセキュリティが毀損されることのないようにするため、又はプライバシーの確保等のために必要であり、かつ比例的な措置を講ずることができる。」とし、また、「OS提供事業者は、ユーザーが効果的にセキュリティを確保することを可能にする手段や設定を適用する措置であって、必要であり、かつ比例的なものを講ずることができる。」としており、これらにより青少年保護のために必要な措置を講ずることができるようにしています。

さらに、最終報告においては、「アプリ代替流通経路運営事業者がセキュリティやプライバシーの確保のために講じている措置やそれに関する客観的な評価について、消費者が知り得る状態にすることが、消費者利益の確保のために重要であるとの指摘がある。このような指摘を踏まえると、上記の措置等についての消費者に対する情報提供の在り方等について検討が行われるべき」としています。

今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、青少年保護等が確保されるよ

		う、必要な対応の検討を進めてまいります。
<p>3 - 1 . WebKit の利用 義務付けとウェブ・アプリへの 消極的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同する。 ・OS プロバイダーのブラウザエンジンの強制使用は、ユーザーの選択の自由を制限し、Apple のモバイルエコシステム内で Safari とサードパーティのブラウザとの公平な競争を妨げます。デバイス上でユーザーが代替のブラウザを選択できる対策を支持し、すべてのブラウザオプションに公平な競争の場を提供することを提唱します。 ・最終報告書が指摘するように、ブラウザエンジンに対する制限は技術革新と競争を阻害し、iOS 上のネイティブアプリに代わる実行可能なクロスプラットフォームのウェブアプリの出現を妨げることで、iOS から非 iOS デバイスへの乗り換えの障壁を高めている。 ・Google は、Android のブラウザエンジンについて、デベロッパーが自分たちのニーズやユーザーのニーズに最も適したブラウザエンジンを使用することを許容するオープンな方針を採用しています。(略) ブラウザアプリは異なる機能を備えることで差別化を図ることができ、ユーザーにプライバシーやセキュリティの強化を含む最新機能(略)へのアクセスを提供することができます。ii. ブラウザエンジンの制限の撤廃は、デベロッパーが Android と iOS のエコシステムのどちらであっても、すべてのブラウザで動作し完全に機能するウェブアプリを簡単に作成できるようになることを意味し(略)、イノベーションを促進し、日本の消費者に具体的なメリットをもたらします。 ・すべてのライバルを禁止する必要性を説得力を持って主張するためには、アップルは iOS Safari のセキュリティパッチの展開が速く、セキュリティが著しく優れていること、そしてライバルブラウザを許可することによるユーザーへの害が、競争の欠如による害よりも著しく悪いことを証明する必要がある。 ・特に、以下の改善策に同意する： 1. OS ゲートキーパーは、ブラウザ・ベンダーが独自のブラウザ・エンジンを使用することを認めなければならない。 ・最終報告書はウェブブラウザ間の競争の利点を認識する一方で、単独のウェブブラウザとアプリ内ブラウザ (IAB) の間に、異なるルールの適用を正当化する何らかの区別があることを示唆している。しかし、そのような事情はないと考える。スタンドアロンブラウザとその他のアプリ、そしてその IAB には、同じブラウザエンジンのルールが適用されるべきである。 ・IAB が独立したブラウザエンジンにアクセスできるようにすることで、デベロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告においては、「一定規模以上の OS を提供する事業者 は、(ブラウザ以外のアプリを含め) 全てのアプリに対して、自らのブラウザ・エンジンの利用を義務付けることを禁止する規律を導入すべきである。ただし、(略) ブラウザ以外のアプリについては、OS やハードウェアのセキュリティ、プライバシーの確保のために、必要であり、かつ比例的な措置を講じることは認められるべきである。」としています。 ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

ッパーは OS 事業者のブラウザエンジンのセキュリティ上の不具合からユーザーを守ることもできる。

- ・WebKit のバグである IndexedDB バグにより、ユーザーの閲覧履歴が他のウェブサイトに流出されたことがある。報道によれば、Apple は 2021 年 11 月にこのバグについて知らされていたにもかかわらず、バグに対するパッチのテストを開始したのはその 2 カ月後の 2022 年 1 月であった。

- ・もし Android に同様の不具合が存在すれば、アプリで使用する代替ブラウザエンジンを検討するか、アプリでウェブを閲覧するユーザーに影響が出ないような対策を検討するであろう。しかし iOS では、Apple の方針により、ユーザーを保護するための同様の措置を取ることができないことになってしまう。

- ・Apple は、Apple が非ブラウザ App 全般に WebKit の利用義務付けを行うことは必要かつ相当であると考えており、したがって禁止はブラウザ App のみに限定されるべきです。

- ・アップルは、たった 500 人のレビュアーしかいないと言われているにもかかわらず、「アプリ審査」に大きな信頼を置いている。これらのレビュアーは週に 10 万以上のアプリをレビューする必要があるが、彼らはコードさえ読んでいない。レビューの時点ですでにコンパイルされ、読めなくなっているのだ。1 人のレビュアーが UI を手動でクリックする時間は 15 分にも満たないが、多くの種類の悪意のあるアプリをピックアップするのに有効である可能性は低い。アップルの不正行為の責任者であるエリック・フリードマンは次のように述べている：「審査プロセスについて：高度なハッカーを抑止するようなことを成し遂げるとは決して思わないでください。（略）」と述べている。このことは、アップルが App Store のレビューの価値に表向きは自信を持っている一方で、社内ではそれを無価値なものに見なしている者がいることを示唆している。

ネイティブアプリからウェブアプリへの大幅なシフトは、アプリストアのレビュアーからユーザーを保護する負担を、主要なブラウザベンダーのサンドボックスとセキュリティに移すことになる。これはユーザーを保護するためのはるかに効果的な方法であるため、悪意のある開発者はブラウザの圧倒的に優れたサンドボックスと戦わなければならないため、このシフトはユーザーのセキュリティを大幅に改善することにつながる。アップル社でさえそう考えている。

- ・ウェブアプリがモバイル上でネイティブアプリストアと効果的に競合できるようにするためには、以下の追加的な救済措置が必要（略）：1. ブラウザには、ウェブアプリをインストール、実行、アンインストールする機能が必要です。これらのウェブアプリケーションは、ユーザーがインストールするブラウザのブラウザエンジンによって動かされなければならない。（略）4. OS は、技術的に可能であれば、ブラウザがネイティブアプリと同等の機能をウェブアプリに提供できるように、ウェブアプリのサポートと統合を提供する必要。（略）5. （略）iOS

		<p>における Safari の支配的な地位は、記述された反競争的な行動とデフォルトのブラウザであるという事実によって許されていることを考えると、WebKitとiOS Safari が Web App の主要な機能の最低限をサポートすることを要求することは、短期的には大きなメリットがある。</p>	
3-2. OS等の機能のブラウザに対するアクセス制限		<ul style="list-style-type: none"> ・特に、以下の改善策に同意する： 2. OS ゲートキーパーは、サードパーティのブラウザベンダーに対し、OS の相互運用性を目的として、自社のサービスで利用可能なものと同じ機能へのアクセスを提供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
3-3. ブラウザの拡張機能における制約		<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
4-1. プリインストール、デフォルト設定	デフォルト設定の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・（「ユーザーを自社の提供する製品やサービスに誘導する自社の OS 又はブラウザにおけるデフォルト設定を当該ユーザーが容易に変更できるようにし、それを技術的に可能とすること」について）「ユーザーを自社の提供する製品やサービスに誘導する」を削除すべきである。「自社の OS 又はブラウザ」を、「自社の OS 若しくはブラウザ又は自社と関連する会社が提供する OS 又はブラウザ」に変更すべきである。利用者は OS またはブラウザにおけるデフォルト設定を容易に変更することができるべきなのであって、「誘導」するもののみを対象とするのは、過小規制である。 ・（「ユーザーを自社の提供する製品やサービスに誘導する自社の OS 又はブラウザにおけるデフォルト設定を当該ユーザーが容易に変更できるようにし、それを技術的に可能とすること」について） OS におけるデフォルト設定を当該義務の対象とすることに、賛成する。・(ii) ブラウザにおけるデフォルト設定を当該義務の対象とすることに、賛成する。・積極的な作為を義務付けることに賛成する。・う回行為禁止規定を設けるべきである。 ・プレインストールやデフォルト設定に関する問題に対処することを目的とした最終報告書(4-1)の提案を強く歓迎する。 ・ブラウザ及び検索エンジンに関して、デフォルトの変更が容易であることを一貫して示す証拠が多数あり(略)、Google は、現状維持バイアス、切替えの不便さ、及び Google の「回帰を誘導する挙動」とされるもの(略)によって、ユーザーがデフォルト設定されたサービスを切り替える行動が抑止されているというデジタル市場競争会議の調査結果には同意いたしかねます。 ・Google は、OEM との間で締結する契約はユーザーと OEM に重要な利益をもたらすと考えます。これらの契約は、OEM に選択肢を与えるものであり、競争を阻害するものと見るべきではありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・Google は、例えばポップアップ、セットアップ時の追加ステップ、又はユーザーエクスペリエンスを中断するその他の方法を通じて、デフォルト設定についてユーザーに知らせるための積極的な手段を関連事業者に講じさせる立法には慎重な考えです。Google は、この目的には、DMA の「エンドユーザーがデフォルト設定を容易に変更することを許容し、技術的に可能にする」との文言で十分であると考えます

・「容易に」は合理性の基準で判断されるべきであると考えます。規制対象事業者は、人為的な障壁を設け、ユーザーがサービスを切り替えることを不当に困難にしたり（略）するべきではありません。このような人為的な障壁には、中断を生じさせるポップアップや、規制対象事業者の下流市場におけるサービスがその上流市場におけるサービスと併用されることでより良く又はより安全に機能するという根拠のない宣伝など（略）が考えられます。ユーザーは、それほど苦労やストレスを感じることなく、また、切り替えを元に戻そうとする事業者の圧力なく、設定メニューでデフォルトを選択し、変更できるべきです。

・Apple は、既にユーザーが希望するデフォルトのブラウザを選択し、変更を容易に行えるようにしています。（略）デフォルトブラウザは、iPhone を箱から出してすぐに利用する際、ユーザーの期待に沿って、さまざまな App とサービスをシームレスに中断することなく利用するために必要なもので（略）、Safari はプリインストール App に含まれており、（略）iPhone のユーザーに「箱から出してすぐに使える」プレミアムな体験を確保しています。同様に、ユーザーは Safari のデフォルトの検索エンジンを変更することを選択できます。

選択画面

・選択画面の表示を義務付けることに賛成する。・UI を害するとはどのような場合かを法律上で規定するとともに、具体的にいかなる場合かを示す指針を策定すべきである。

・選択画面を表示すべきとしながら、その具体的な方法につきステークホルダーに決めさせて、十分に意見を関与させた上で定められた表示方法を採用していれば上記選択画面表示義務を果たしたことになるというものであるようにも見える。効果的な表示方法をステークホルダーが関与して決めることに異を唱えるものではないが、このような方法で決定された方法に従っていれば、表示義務違反に問われることはないとするのでは、表示義務の実効性が損なわれる危険がある。このように定められた方法に従っているかどうかは、義務違反の有無を検討する上で考慮することがある、という程度に、留めるべきである。

・プリインストール、デフォルト設定について「一定規模以上の OS を提供する事業者や一定規模以上のブラウザを提供する事業者に対し、一定の行為を義務付ける」、「一定規模以上の OS を提供する事業者に対し、OS のアップデート時などに自社のアプリをインストールするときには、当該アプリをインストールす

・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

るかどうかについて、ユーザーが選択できる画面を表示することを義務付ける」(略)という対応の方向性に賛同する。

・消費者は、携帯端末で使用するブラウザと検索エンジンの選択を、強制的な選択画面を通じて提供されるべきである。また、(略)、消費者がアップル/グーグルの選択肢を選択するようなことのないよう、選択アーキテクチャを設計しなければならない。

・「c)選択画面の実効性確保」における「特に、選択画面に表示されるサービスの数、順序や有償の可否等については、ステークホルダーの意見を十分に反映させる必要があり、不十分な場合には、当該義務を遵守したことにはならない。」という点は重要であると考え。アプリケーションレイヤーでのユーザーによる選択の自由を真に確保する必要があり、恣意性を持ったインターフェイスによってそれらが妨げられてはならないと考える。

・選択画面に全く初期値が設定されない選択肢を提示し、特にサービスに詳しくないユーザーが不用意な選択をしてしまった場合、その後の体験が期待通りにならないリスクがあります。

・端末ベンダーとしては、(略) 詳しいユーザーが意図通りに選択できるための設定変更・機能削除選択の容易性担保と同時に、詳しくないユーザーが不用意な選択をしないための手段として、デフォルト設定は可能としていただけることを強く要望いたします。

・本報告書は、主にアンケート結果(「モバイル OS 等の取引実態に関する消費者向けアンケート調査結果」や「利用者アンケート結果」)に依拠しつつ、現状維持バイアスを強調している。しかしながら、その分析は表面的である。

・選択画面の導入によって期待される効果とそれによって生じ得る弊害について客観的に分析が十分にされたことは窺えず、(略) 現状維持バイアスを過度に強調して規制を正当化しようとしていることも考慮すると、なおさら憲法上の権利侵害を正当化するだけの根拠があるとは到底思えず、規制に合理性は認められない。また、OS 及びブラウザのデフォルト設定を容易に変更可能とする義務を課すことについても、デフォルト設定自体が可能とされている限り、変更方法について告知する等のより侵害程度の弱い方法によっても同様の目的は達成可能であると考えられ、事業者の製品設計の自由に対する過度の干渉を避けることができる。

・ユーザーのニーズがあるからという理由で公権力が規制によって事業者に対して、事業者の費用において製品設計を変更させることを提案しているようにみえるが、ユーザーのニーズを根拠として私企業の製品・サービスの設計を公権力が変更させることとなれば、明らかに過剰な干渉であり、また、憲法上の権利を

侵害する（略）さらに、アプリのプリインストールについては、OS 提供事業者だけでなく、OS 提供事業者だけに選択画面の表示等の追加的な負担を課すこととなれば、かえって競争を歪めることとなりかねない。

- ・(i) OS 上の検索エンジン、ブラウザ及びボイスアシスタント、又は(ii) ブラウザ上の検索エンジンの選択画面は、日本においては Google に関しては必要ないと考えています。

- ・Android は、ユーザーが利用したいサービスを選択することを既に可能にしています。ユーザーは、例えば、多数の Android アプリストアの 1 つからブラウザや検索アプリをダウンロードすることができます。検索については、ユーザーはブラウザから希望の検索サービスに移動することもできますし、デバイス上の他の多くの検索アクセスポイントから希望のサービスにアクセスすることもできます。

- ・ユーザーにとって、複数の選択画面は、不要な画面を何度もクリックしなければならないため、デバイスのカスタマイズに慣れている多くのユーザーは不満を感じる可能性があります。また、アプリの許可リクエストやセキュリティ警告に加え、大量の選択画面を目にすることで、ユーザーに慣れが生じ、関心が持たれなくなる可能性があります。

- ・OEM にとって、選択画面は、ユーザーにとって最適と考える検索エンジン、ブラウザ及びボイスアシスタントに基づいてプロダクト設計を決定する能力を奪われるおそれがあります。また、選択画面は、OEM にとって重要な収益源を損なう可能性もあります。

- ・選択画面の実装は Google が一方的に実現できるものではなく、OEM の協力を得なければならないことにご留意ください。OEM の同意を得て、ユーザーのデバイスに選択画面を表示するため（略）に必要なコードをインストールしてもらう必要があります。

- ・各選択肢の特徴やメリットに関する情報の表示は、ユーザーエクスペリエンスが低下する可能性があります。（略）サービスに関する記載が要求される場合、サービス提供事業者自身が（可能であれば）提供する、当該サービスに関する、短く、事実に基づいた記載内容に限定すべきです。

- ・ユーザーが iOS デバイスを最初に起動する際、ブラウザ App が既にインストールされていなければ、デバイスがブラウザを構成するものを決定できません。さらに、DMCH 最終報告では、ブラウザの選択画面を、「設定」や App Store の App で利用可能な他の何百ものカスタマイズと区別する理にかなった方法を示していません。限定する原則がなければ、ブラウザの選択画面を課す根拠として、デバイスを利用する前に何百もの選択をするようユーザーに強制することを事

	<p>実上支持するということとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーは、Safari のデフォルトの検索エンジンを選択して変更できるようになっています。Google が最も性能の良い検索エンジンであるため、Apple は、Safari において Google をデフォルトのウェブ検索エンジンとして設定しています。 	
ボイスアシスタント	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイスアシスタントの領域ではプリインストールやデフォルト設定が珍しいものではありませんが、それにもかかわらず、ここ数年、頻繁に参入が行われています。デジタル市場競争会議が、デフォルトのボイスアシスタントを変更しないというユーザーの行動パターンを認めたとすれば、それは (i) 単純にユーザーがモバイル上でボイスアシスタントを使用しないため (略) 又は (ii) デフォルトのボイスアシスタントがユーザーの好みのプロバイダーのものであるためであると考えられます。ここから、ユーザーが切り替えを望まない、できない、又は抑制されているという結論を導くべきではありません。 ・デジタル市場競争会議は、ボイスアシスタントは「文字に比して自社優遇等の懸念の度合いが高い」と指摘していますが、モバイルにおけるボイスアシスタントの利用が、他の入力や通信の形態と比較して非常にわずかであることを考えると (上記参照)、ご指摘のような状況は考え難いと言わざるを得ません。日本では、モバイル上の他のサービスへの入口としてボイスアシスタントが重要視されていないというに過ぎません。 ・Siri は App ではありません。Siri は、Apple のデバイスと緊密に統合された中核のシステム機能であり、ユーザーがコントロールできる厳格なプライバシー保護が設計されています。(略) したがって、Apple のデバイスにはボイスアシスタントのデフォルト設定はありません。 ・Apple は、サードパーティのボイスアシスタント提供事業者に対して、いくつかの理由により、ユーザーのプライバシーへの責任を割り当てることができません。当該理由には、Apple のプライバシー保護は中核的な価値提供であり、サードパーティのモバイルデバイスの比較において iPhone を差別化するものであることが含まれます。したがって、Apple のプラットフォーム上で活動するサードパーティ・デベロッパに、Apple の厳格なプライバシーポリシーを遵守いただくことは Apple の責務です。 ・OS のアップグレードは、セキュリティ、プライバシー、パフォーマンスの重要な機能を実行し、Apple のユーザーが携帯電話で最高のパフォーマンスとユーザー体験を継続できるようにします。アップグレードが可能になった時点で、ユーザーがアップグレードを実行することは、非常に重要です。Apple は、不要な選択画面をクリックする必要性など、ユーザーがアップグレードを行うことを躊躇させるような追加の手順は、デバイスのセキュリティと機能性にとって非常に有害であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告において、「サードパーティのボイスアシスタントが iPhone にインストールされている場合であっても、ユーザーが iPhone のサイドバーボタンを長押しすると、Siri が優先的に起動する」としており、最終報告の「デフォルトの定義に照らし合わせれば、ここでは、Siri についても iOS 上でデフォルトとして設定されていると評価することができる」としています。 ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

<p>アンインストール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラ、メッセージ、メールアプリといった特定の機能は、オペレーティングシステムにとって不可欠な部分であるため、ある機能がオペレーティングシステムの中核機能を構成している場合、特にプライバシーやセキュリティに配慮した機能というコンテキストにおいては、アンインストールに制限を課す柔軟性をオペレーティングサービスに提供する方向性を支持します。 ・「一定規模以上の OS を提供する事業者に対し、ユーザーが、プリインストールされた自社のアプリを容易に、かつ、技術的にアンインストールできるようにすることを義務付ける」という対応の方向性に賛同する。 ・プリインストールされたすべてのアプリを完全にアンインストールすることを義務付ける対応を実施することは技術的にみて実質的に不可能であり、望ましくもありません。また、最終報告で提案されている例外も限定されすぎている上、継続的なモニタリングを行うことを要求するものです。そのため、Google は、ユーザーがプリインストールされたアプリを削除し、又は無効化・非表示にできるようにする、との対応を推奨します。Google は、この形での対応が、最終報告の対応案と同様の目的を達成するものであると考えます。 ・Google は、プリインストールされたアプリの削除、又は無効化してデバイスから非表示にすることを可能にすることを義務付ける対応を支持します ・Apple は、いつでもユーザーが極めて容易に App をアンインストールできるようにしています。これに対する例外は、(略)「オペレーティングシステム App」です。(略) オペレーティングシステム App は、(略) 1 つを削除すると、他の App の動作やデバイスの完全性に影響が及ぶことになります。さらに、これらの App はシステムストレージのごくわずかな容量を占めるのみであり、ユーザーはこれらをホームスクリーンから削除することができ、そうすれば、App ライブラリで検索しない限り当該 App を目にすることはありません。 ・ユーザーは、Chrome を「無効」にして、それを表示されないようにすることができ、自分で選択した別のブラウザをインストールすることができる。 [意見]単純に、iOS との比較として「削除または無効化できれば良い」となっているように思えます。一般ユーザーは、「無効化」は怖くてできません。 [理由]アンインストールができず、アプリ情報から無効にしようとすると、以下のポップアップメッセージが表示され(略)多くの人が無効にすることを躊躇するでしょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告においては、「OS やデバイスの機能に不可欠で、第三者が技術的に独立して提供できないアプリに関しては、一定の代替措置が講じられていれば、アンインストールの制限を許容することとする」、「一定の代替措置としては、ユーザーが当該アプリを目に入れずに済むようにすること(例えば、ホーム画面から消去するなど)、ユーザーが当該アプリにユーザーの情報を渡さないという選択ができるよう当該アプリを不活性の状態にできるようにすることなどが考えられる。」旨を提案しております。 ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
<p>4-2. 検索サービスを利用した自社サービスの優遇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共同規制(ないし自主規制)では、自社サービスの優遇(言い換えれば、他社のサービスを差別的に冷遇すること)は、解消しないと思われる。「自己優遇」はしばしば日常的にみられる現象であるから特に問題はないとする見方もあるが、少なくとも隣接市場の競争者に対して知覚可能な排除効果を有する程度の自己優遇は規制対象にする必要があると考えられる。」(略)それでも禁止規 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の検索エンジンの設計による消費者、企業双方の有益性は一定程度認められる一方、当該仕様による検索結果上の消費者の選択肢の減少や、事業者の事業機会の損失などの弊害も指摘されてお

定を設けることに反対があるのなら、執行当局が一定の事項を十分に説明・立証した場合、当該行為は本法に違反すると推定され、これを覆すためには問題となる対象事業者がその推定を覆すような十分な説明・証明をしなければならないとするルールを設けることも考えられるかもしれない（裁判所においても、この推定則と立証責任が維持される）。

- ・グーグルは、グーグル検索の検索結果ページ（SERP）のコントロールを利用して、自社の旅行業向け検索製品（グーグル航空券など）を自己優遇している。これはランキングと表示の両方で行われている。

- ・私たちは、オーガニック検索結果で良い結果を出し、消費者に強力に関連性の高いコンテンツを提供するために SEO に多大な投資をしていますが、Google がオーガニック検索結果を自社製品よりも下位に追いやったことによるトラフィックの減少によって、その投資に対するリターンが不当に減少しています。

- ・消費者にとっては二重に有害である。競争激化のメリット（より高い投資、より良い製品、より安い価格）を逃しているだけでなく、自分のクエリに最も関連性の高い製品やサービスを逃していることが多い。消費者は、検索結果ページの上位にあるリンクほど、検索との関連性が高いと思い込んでいる。

- ・一定規模以上の検索エンジンが、検索ランキングの表示において、類似のサードパーティーのサービスよりも自社のサービスを優位に立たせることを事前禁止する提案は、検索サービスにおける自社優遇を防ぐために効果的であるはずである。

- ・検索サービスにおける自社優遇の禁止の規律の適用については、英国の競争当局の検討を参考とし、表示とランキングの両方において、自社優遇のあらゆる行為をとらえられるようにするべきである。

- ・「一定規模以上の検索エンジンを提供する事業者について、検索ランキングの表示において、自社のサービスをサードパーティーの同種のサービスより有利に扱うことがないようにする必要がある」という対応の方向性に賛同する。

- ・検索サービス提供事業者の自己優越性を防ぐ提案に全面的に同意する。自己優越性の慣行は旅行業界でも見られ、Google が自社の旅行検索サービスを SERP 上で競合サービスよりも上位に配置することがある。それらの慣行により、最も関連性のある結果は下部に押しやられ、より多くのトラフィックが不公平に Google のサービスに転送されている。競合他社はトラフィックを不公平に奪われ、成長と新たな消費者への到達能力が制限されている。一方、消費者はしばしばクエリに最適なオプションを見ることができず、選択肢が知らずに制限されています。

ります。

- ・最終報告においては、「検索エンジン提供事業者による様々な自社サービスの表示について、各サービスの特性や表示方法等を勘案しつつどのように評価するかを踏まえて、規律の在り方について検討を行うこと」を提案しております。

- ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

・規制された検索エンジンが義務を遵守していることを確認するために十分な監視機構も存在するべきです。また、プラットフォームの自己優越性に影響を受ける事業者などの第三者ステークホルダーが枠組みの設計に参加するための公式な手段も推奨します。

・検索結果上位に自社サービスが表示される場合でも、消費者の便益に資するものであれば必ずしも問題とするものではないと理解する一方、「自社優遇」という用語や概念が独り歩きすることを懸念。あくまで反競争的な自社優遇に対する規制であることを確認、確保すべき。

・「英国のような他の単一主権の法域は、(略) 検索における「反競争的な」自社優遇のみを規制したり、消費者利益について必要な除外規定を導入したりするなど、より精緻で、原則に忠実な規律を提案しています。このように、日本は(略)、運用が区々となる潜在的なリスクが低く、事細かに定められた厳格な規制とは異なる形の規制を採用するのに適しています。e.Google は、これらの問題に対処するために欧州での Google 検索のデザインを変更していますが、それらの変更がすべてのステークホルダーにとってより良い結果をもたらすと考えているわけではありません。

・検索サービスを利用した自社サービスの優遇を問題として取り上げるが、まず、自社優遇それ自体はそもそも独占禁止法違反ではない。(略) 事業者が自身のビジネスを有利に取り扱うことはごく一般的に行われていることであり、(略) 活発な競争の根幹となる自由な営業活動の一環を成すものである。これを制限することは、(略) むしろ競争法が保護しようとしている能率競争を歪めることになる。

・Google は、このような広範かつ介入度が高い規制を正当化するには、十分な証拠もなくまた十分な協議もなされていないことを懸念しています。このような状況から、Google はこの対応に強く反対します。

・いわゆる「優遇」または「自社優遇」を全面的に禁止するような規制は、不適切に策定され、拡大解釈される傾向があるため、イノベーションを制限し、消費者に害を及ぼす重大なリスクがあります。「自社優遇」の全面的な禁止を広範に解釈すると、Google が検索クエリに最も関連性の高い検索結果を消費者に表示することや、その他の革新的で有用な検索結果を提供することが妨げられる可能性があります。

・Google は、検索サービスの提供において、自社優遇、又は自社サービスの有利な取り扱いを行っておりません。あらゆる種類の検索結果について、Google は関連性に基づき結果をランク付けしています。Google は、検索が一貫した関連性の基準に基づいてランク付けされるよう確保する枠組みを用いています。

5-1. 取得データの利活用	競合サービスにおける使用の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同。 ・提案(5-1)を強く支持します。これにより、支配的なプラットフォームオペレータが第三者開発者の非公開データを使用して、同じ開発者と競合するサービスを提供することが防止されます。ほとんどの他のビジネスが支配的なモバイルプラットフォームと同じ方法で競合他社のデータにアクセスすることはないため、プラットフォームの一部から収集されたデータが、同様のサードパーティと競合するプラットフォームの他の部分を強化するために使用されないようにすることは重要です。このデータの分離に対する外部の監視は検討されるべきであり、単に規制されたプラットフォームが遵守していることを自己認証するだけに頼るべきではありません。また、自分のアプリストアを使用する開発者がプラットフォームオペレータの独自の識別サービスを使用、提供、または相互運用できるようにすることを支持します。アプリストアオペレータは、自社のサービスに対して特定の待遇を提供しないようにする必要があり、すべての開発者に公平な競争の場を提供します。さらに、草案最終報告で示されている要件に完全に同意します。 ・Apple や Google は、アプリ内購入を通じて得た機密性の高い顧客データを使って、それらのデベロッパのアプリ・カテゴリーへの参入を計画し、競合アプリを発表した後、価格や品質でデベロッパを打ち負かすことができる。Apple と Google は、アプリ内購入に対する15~30%の手数料を支払う必要がなく、ライバルが入手できない相当な機密顧客データにアクセスできるため、新しいアプリのカテゴリーに対等な競争条件で参入することはない。 ・情報遮断のオプションが選択されなかったことは、遺憾である。「競合サービス」において使用することを禁じるというだけでは、規制として不十分である。 ・Android と Google Play には、Android や Google Play のエコシステムに利益をもたらす場合(例えば、不正防止機能の開発を目的とする場合)を除き、非公開かつ特定可能なサードパーティ デベロッパーのデータを Google の他の部署と共有することを禁止する正式なポリシーがあります。内部における情報統制の具体的な仕組みには、Google 内の異なるチームの間で報告システムを分離すること、特定のデータの共有に制限を設けること等が含まれます。 ・仮に規制が正当化される立法事実が存在したとしても、取得データの競合サービスにおける使用の禁止については、サードパーティと競合するサービスの範囲を定義することや、利用できないデータの範囲を特定することは容易ではなく、事業者における当該検討や情報遮断実施のためのコストが高くなる可能性がある。OS 提供事業者に過度な負担を強いることなく、また利用者の利益のための適切なデータ利用を阻害しないよう、その内容・方法は慎重に構築されるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告において提案している措置は、サードパーティサービスのデータを当該サードパーティサービスとの競合に用いた場合の弊害を踏まえ、「公に入手できないサードパーティのサービスに関するデータを、当該サードパーティと競合するサービスの提供において使用することを禁止」するものです。 ・また、現状においては、外部から、データを活用しないことに係る実効性を検証することが困難であるほか、デベロッパとの間の規約において、OS 等の提供事業者によるデータの利用が妨げられていない旨等を明記している OS 等の提供事業者もいることから、懸念が払しょくされる状態ではありません。このため、データの取得、使用の管理体制について、サードパーティやユーザーに開示することを義務付けることを提案しています。 ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
----------------	-----------------	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスをまたいだデータ利用を制限又は禁止する厳格なルールは、データ利用がもたらす、セキュリティ対策や不正検出手段などのメリットをユーザーが享受することを妨げる可能性がある。 ・Apple は、データの利用に関する Apple の内部プロセスに既に組み込まれている保護に照らして、サードパーティ・デベロッパに関連する非公開データを Apple が利用することを制限する理由はないと考えます。 	
	<p>透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明にすれば、データ利用・取得から生じる競争上の懸念が消えるものではないことに注意すべき。透明化法に言及した部分について、透明化法の規制手法が実効的なものであるのかの検証を踏まえるべきである。同法上のデータの取得、利用にかかる規定については、これが実際に順守されているかどうかを確かめる方法がなく、空文化している。 ・取得データの内容やデータ取得の方法、条件の不透明性について取得データの内容やデータ取得の方法、条件の不透明性を解消する具体的な方策の構築にあたっては、消費者のプライバシーや OS 提供事業者の営業秘密を適切に保護する実用的なシステムを確立する必要がある。 ・透明性確保のために開示を求めること自体は、一見事業者の事業活動に対する干渉の度合いが事前規制に比べると弱い、内容及び運用いかんでは事業者に対する負担が過剰となるおそれがある。 	
<p>5-2. 取得データの内容やデータ取得の方法、条件の不透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同。 ・透明にすればどのようなルールを設定してもよいかのような書きぶりになっているように感じられるが、そうだとしたら、それでよいのか。特段の事情がない限り、サードパーティから得られたデータに当該サードパーティがアクセスできるようにすることを義務付けるべきではないか。 ・顧客の行動を洞察し、マーケティング活動を強化するための幅広いデータ移植オプションを望んでいます。 ・プラットフォームに対する、サードパーティとのデータ共有を義務付けるデジタル市場競争会議の提案は、競争やイノベーションへのインセンティブを低下させることになる。 ・データ共有の強制は、ユーザーが自分のデータをコントロールしにくくなり、ユーザーのプライバシーにリスクをもたらします。 ・内閣官房デジタル市場競争本部が列挙したような性質の個人データを Apple 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回提案している措置は、サードパーティが提供するサービスに係るデータを当該サードパーティが取得できるか、取得可能なデータの内容、取得方法及び条件についての開示を義務付けるものであり、サードパーティの事業活動により生成されたデータの当該サードパーティとの共有を義務付けるものではありません。

が App デベロッパと共有することは、Apple におけるプライバシー保護の姿勢に明らかに反していることとなります。

- ・サードパーティのデベロッパー及びサービスプロバイダに自社のサービスのパフォーマンスに関するデータへのアクセス方法について Google が提供している情報を踏まえると、さらなる規制が必要であるとは考えない。

- ・OS 及びブラウザ上でデベロッパー及びサービスプロバイダから獲得したデータを管理するために Google が採用している仕組みを開示することは不必要。

- ・Apple は、サードパーティに対して必要なデータを提供しています。

5-3. エンドユーザーによるデータポータビリティの確保

- ・「無償で、当該データの効果的なポータビリティを可能にするため、効果的なポータビリティの実施を促進するための無償のツール及び当該データに対する継続的かつリアルタイムでのアクセスを提供することを義務付ける」ことに、賛成する。

- ・「ポータビリティの実施を促進するためのツールや継続的かつリアルタイムでのアクセスの提供に当たっては、相互運用性が確保されることが重要である」ことに、賛成する。

- ・対応の方向性に賛同。

- ・賛成する。特に、際限のないデータポータビリティではなく、対象を事業者による一定規模以上のサービスに限定したデータポータビリティについては、実現性および実際利用したいというニーズも具体的に想定でき、このような義務付けには賛成する。

- ・効果的なデータポータビリティのためには、利用可能な技術標準と、データの出し手と受け手双方における義務と責任の明確化が必要である。

- ・実際のデータ共有が消費者の要請により行われるのであれば、ユーザーがサービス間でデータを移行するための共通の枠組みやオープンシステムを促進するための措置は、このようなデータポータビリティを実現するための最善の方法である。

- ・Google は、ユーザーが安全にサービスを切り替えるのに役立つデータポータビリティ関連対応を支持します。データポータビリティ制度は、業界主導で、業界全体に適用するのが最も有効です。データポータビリティ制度は、参加するプラットフォームの数が最大化された時に、最も効果的にユーザーのサービス切替え、複数サービスの併用及びイノベーションを促進します。したがって、このような対応は業界全体に適用され、業界主導で行われるべきです。規制案にデータ

- ・データのポータビリティが、OS 間のスイッチングにおけるボトルネックの一つの要因となっていることなどから、一定規模以上の OS 等を提供する事業者を規律の対象として提案しています。
- ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

ポータビリティに関する対応を取り入れる場合、デジタル業界全体、又は少なくともモバイル エコシステム全体に同様の対応を導入すべきです。特定の規制対象事業者のみに適用する場合、データポータビリティの価値は大幅に低減されます。

・データポータビリティに関する対応は、ユーザーが作成、インポート、収集の許可、又は管理を行うデータ（略）のみに適用されるべきです。また、収集したデータの分析によって作成される消費者プロフィールなど、規制対象事業者が消費者のデータ使用に基づいて作成するデータ（略）には適用されるべきではありません。一方、他者の権利に悪影響を及ぼす可能性のあるデータに関しては、正当に制限されるべきであり、法律を遵守するための制限など、必要かつ相応な制限を設けるべきです。加えて、データポータビリティに関する対応は、正当なニーズに対応するために使用すべきです。

・エンドユーザーによるデータポータビリティの確保についてエンドユーザーによるデータポータビリティの確保の具体的な方策の構築にあたっては、消費者のプライバシーや OS 提供事業者の営業秘密が適切に保護され、また競争事業者間でデータを共有することが反競争的な協調的行動に繋がらないようにするための現実的な仕組みを確立する必要がある。

・アプリストアの機能間の「相互運用性」の恣意的な定義を義務付けることを強く推奨しません。これは実行不可能であり、ストアの大規模な再設計が必要となり、プラットフォームの競争力を損なうことになる。

・Apple は既に十分なツールを提供している。また、iOS デバイスから Android デバイスへのデータ転送を容易にするために、スマートフォンの切り替え App が App Store で提供されている必要はない。

5-4. ソーシャル・ログイン（「Sign in with Apple」）

・対応の方向性に賛同。

・賛成する。どのソーシャルログインを選択するかは、ユーザーの自由な意思に寄るべきで、ユーザーの選択の自由度を妨げるような特定のソーシャルログインの利用強制は禁止すべき。また、SIWA の強制により、追加の開発コスト負担が生じているところ、強制を禁止することによりこの負担を削減してユーザーのためより優先すべき事項に投資できる。このユーザー利益向上に資するという観点からも強制を禁止する義務に賛成する。

・仮に Apple が「共有する必要がある情報量を最小限に抑えている」のであれば、それはユーザーのプライバシーを守るソーシャル・ログインとしてユーザーにとっては歓迎すべきものであり、そのソーシャル・ログインの表示を Apple が義務付けることは、たとえそれが Apple の自社サービスを優遇する効果を持つとしても、ユーザー保護のための合理的な措置と考える余地がある。したがって、

・最終報告においては、「本来は各ペロップアの選択にゆだねられるべきものについて、アプリストア運営者という立場を利用して自社サービスを優遇していると考えられる（略）。特に、ソーシャル・ログインはロックインを巡っての競争の最も重要な要素の一つであり、（略）SIWA の表示を強制することは、自社を利する措置になっている」としています。また、「SIWA の使用に関する情報は、Apple が、匿名化された集約的な情報を受け取り、マーケティングのために利用する場合があるとプライバシーポリシーにも記載されており、このこ

	<p>まずは Apple のソーシャル・ログインが真に「共有する必要がある情報量を最小限に抑えている」ものであるかどうかを検証すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デベロッパのソーシャル・ログインの選択の自由を重視するが、そもそもデベロッパは、プライバシーを保護するソーシャル・ログイン（得られるユーザー情報は少ないソーシャル・ログイン）を選択する動機を有していない。（略）他方、ユーザーについては「プライバシーに懸念のある ID サービスを選択しないことも可能である」とするが、どのようなソーシャル・ログインがプライバシーを保護するものか多くのユーザーにとっては不明であり、選択によって自己のプライバシーを守るための情報が与えられていない。（略）本件については、まずは、どのソーシャル・ログイン・ベンダーがどのようなユーザー情報をデベロッパと共有するのかを明らかにしたうえで、Apple による選択肢表示の義務付けの適否を判断すべきである。 ・SIWA によってユーザは、アップル社に対して設定した自らの ID を用いてアプリケーションソフトにアカウントを設定し、その際、ユーザを追跡したりプロファイリングしたりすることがないという同社の方針に信頼して行動することができるのであり、その利便性は大きい。 ・ユーザーに利便性、プライバシー、セキュリティなどを考慮した上で選択可能な、真の選択肢のリストを提供する必要がある。政策の対応の方向性は開発者へのアンケート調査にもとづいて決定されるだけでなく、適切なバランスを探るために消費者へのアンケート調査を実施すべきであることを強調したい。 ・デベロッパが他のサードパーティのサインインサービスを提供するときには SIWA を使用しなければならないとの要件をなくすことによって、内閣官房デジタル市場競争本部は、消費者のプライバシーに配慮したソリューションを排除し、ユーザーのプライバシーよりもデータ収集業者や広告主に恩恵をもたらすこととなります。 ・SIWA の利用の方が、ID やパスワードの使いまわしをしてしまうより、現状のほうが安全性が高いと考えます。 	<p>とも、Apple の競争上の地位を高めることにつながり得ると考えられる」としています。さらに、「プライバシーを確保する観点からも、ソーシャル・ログインを利用する場合に、どの ID サービスを選択肢として提示するかについては、基本的に、それぞれのデベロッパ自身が判断すべきものと考えられる。（略）ユーザーも、プライバシーに懸念のある ID サービスを選択しないことも可能である。このようにデベロッパとユーザーによる選択を通じた競争を機能させることによって、ソーシャル・ログインのサービス提供において公平、公正な競争環境を実現させることが重要である。」としています。加えて、他の事業者によりプライバシー確保のための新たなサービスも提供されている中で、「Apple が、自社の SIWA の表示を義務付けることは、このようなプライバシー機能に関する新たなサービスの提供機会を阻害するとも考えられる。」としています。</p> <p>・今回お寄せいただいた御意見を参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。</p>
5 - 5 . Chrome への自動ログイン	<ul style="list-style-type: none"> ・Chrome の自動ログインについては、現状からの変更がありうることから、「スキップ」後もメッセージを表示することを禁じる規定を設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、現状においては、特段の対応をしないこととしたいと考えています。
5 - 7 . 検索クエリ、クリックデータなどへのアクセスの解放	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告が検索クエリデータに関する対応を取り入れていないことを、高く評価いたします。 ・参入を困難にする要因のうち除去すべきものは、予めないし常に、除去しておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、引き続き状況を注視してまいります。

<p>6-1. OS等の機能へのアプリに対するアクセス制限 (MiniApp)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「現行の透明化法の運用によって、ガイドラインの明確化、公平なアプリ審査、問い合わせへの適切な対応を求める」、「アプリストアの運営ルールの公正性の問題として、「2-1」で提示している、アプリストアの利用条件等に関する公正、合理的かつ非差別的取扱い義務によって対応する」という対応の方向性に賛同する。 ・ガイドラインの内容が不明確なことによって、結果的にプラットフォーマーに寄る審査の判断にブレや納得感が出ない状況というのは、今回検討される事前規制、共同規制を組み合わせた制度によっても牽制をしていくべきものと考えます。 ・ファーストパーティが MiniApp に対して適切なアクセス管理を行う保障はない。また、現状の MiniApp の許容状況においても、OS 機能への適切なアクセス権限の実施が徹底できておらず、セキュリティ上のせい弱性が作出されているという報告がなされている。(略)このような状況下でさらにファーストパーティの権限を拡大しサードパーティによる OS 機能へのアクセス制限を緩めれば、より深刻なセキュリティ事故に発展する可能性が高まることが想定される。 ・DMCH 最終報告に記載されている懸念は、ガイドライン 4.7 の表現に関するデベロッパからの質問に過ぎないように思われます。この点、Apple は、デベロッパが App Store Connect ポータルを通じてガイドラインの意味に関する支援やガイダンスを求めることができる手段を確立しています。したがって、デベロッパが明確化を求める場合、Apple にその問題を伝え、必要な助言を得るための明確なルートがあります。本件は FRAND の問題ではありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MiniApp については、最終報告において、「まずは、現行の透明化法に基づき、GL の明確化、公平なアプリ審査、問い合わせへの適切な対応を求める」ことを提案しています。 また、最終報告においては、「この問題は、GL が不明確であったり、恣意的な運用がなされたりすることによるアプリストアの運営ルールの公正性の問題であるとも捉えることができることから、アプリストアのビジネスユーザーへの利用条件等を公正、合理的かつ非差別的なものとする義務によって対応する」ことを提案しています。 ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
<p>6-2. UltraWideBand (超広帯域無線)へのアクセス制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同する。一方で、アプリ提供事業者は、iOS において API の使用が許可されず、イコールフットINGでない状況が実際に存在している。一例として、SMS の API は、一部の例外を除き、サードパーティに対して利用が許可されていない。このため、SMS を扱うメッセージングアプリは競争状態になく、ユーザー体験が低くなるとともに、新たなイノベーションが起きにくくなっている。また、OS 提供事業者が提供するアプリは、広く国際的に利用されている技術に準拠せず、同プラットフォームの同様なアプリや、異なるプラットフォームの同様なアプリとの十分な相互接続性が確保されていない。「OS 等の機能」への接続が、API への接続を包含するように定義されれば、OS の Native API との相互運用や接続の欠如に関わる多くの問題の解決に (略) 期待できる。 ・OS 提供事業者は、同時にスマートフォン端末ベンダー(以下、1st party OEM)である場合があります。OS 提供事業者から提供される OS 等の提供機能のうちの一部が、1st party 以外のベンダー(以下、3rd party OEM)製端末では使用できず、1st party OEM 製端末でのみ利用可能なものとして提供されることがあります(例: Google Photos の「消しゴムマジック」、3rd party OEM 製端末に対しては相当期間を経た後かつ有償サービス契約者のみに提供された)。(略)一定規模以上の OS を提供する事業者自身が端末ベンダーとなる場合、OS 等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

機能は 1st party 製, 3rd party 製に関わらず同条件で提供されることが義務付けられることを強く要望いたします。

・"OS の提供者が、OS 等のセキュリティが損なわれないように、あるいは機能によってはプライバシーを確保するために、必要かつ適切な措置を講じることは許される。"OS のゲートキーパーがこれを競争を阻害する道具として使うことを禁止するためには、慎重な配慮が必要だが、上記の注意書きは妥当だと考える。プライバシーに関しては、特にユーザーの選択であれば、ユーザーのプライバシーを向上させる措置を一般的に支持する。とはいえ、どのようなプライバシールールであっても、ウェブアプリ、ネイティブアプリ、そして企業独自のサービスに等しく適用されることが重要だと考えている。(略) さらに (略) ウェブアプリとそれを動かすブラウザは、関連する司法管轄区のプライバシー法を遵守するために必要な程度にのみ、プライバシールールが適用されるべきであるということです。

・OS 機能へのアクセスに関するいかなる義務も、プライバシー、セキュリティ、知的財産の保護、および障害のある人へのアクセシビリティの提供などの機能および主要な利益に対する例外を規定することを要求します。

・「OS 等の機能」の定義が明らかでないことから、今後、政府当局において、定義を明確化していくことを期待します。なお、定義の明確化にあたりましては、幅広い産業界のステークホルダーからの意見を聴取したうえで、検討を行うことが必要であると考えます。

・モバイル通信を介さない端末間データ共有機能 (AirDrop や Nearby Share) は、(略) 現状それらは独自の通信規格にて同一 OS (iOS/Android) スマートフォン上にも機能提供されており、これが端末選定時に自身の近い人が所有する端末を選択する背景となり、かつ将来的な OS 移行を阻害しロックインする効果をもたらしています。これは iPhone にのみ提供される iMessage にも同様のことが言えます。この状況は：・圧倒的なユーザー数を抱える支配的立場の OS 提供事業者が、・利用者数が多いほど利便性が高まるいわばインフラに準ずる機能を、・自社 OS (iOS/Android) 上にも機能提供することで発生しており、健全な競争が担保されている、とはいい難い状況と考えます。従いまして、一定程度の規模を持つ OS 提供事業者が、OS 移行を阻害しロックインを助長し得るインフラに準ずる機能を提供する場合は、OS 間での相互接続性を担保する手段の提供 (例：Android/iOS 双方へのアプリ提供、通信技術仕様開示等) 義務付けを強く要望いたします。

・最終報告『6. OS 等の機能へのアクセス』にて情報提供義務の対象とされる各 OS 技術情報には、その技術資料・プログラムコード及び関連する実装機能との関係において、技術資料・プログラムコードにつき営業秘密・ノウハウ等、及び関連する実装機能につきソフトウェア特許権、などの知的財産保護の対象とされ

得るものと考えられる。この点、WTO TRIPS 協定の加盟国たる我が国では、これらの各権利の保有者に対して知財制度上の所定の排他権が付与されるものとされ、その権利実施及び行使は当該保有者の裁量により行われることが原則となる。

- ・ EU Digital Markets Act 第 6 条第 7 項及び前文第 27 項を適切に解釈すれば、事前介入としての新規 OS 関連技術に対する情報提供義務制度が、EU 法制下での条項解釈・運用段階にて現実に広く許容されるかについては今後の観察を要し、我が国法制下での政策判断との関連にて慎重な注意を払う必要があるものと考ええる。

- ・ UK Digital Markets New Regime 第 106 項(及び Digital Markets, Competition and Consumers Bill Explanatory Notes [2023] para.241) における新規 OS 関連技術に係る適用除外は、我が国の競争促進事前規制のあり方との関連において実質的な示唆を与えるものと考ええる。

- ・ 米国のデジタル製品に対する差別から保護する貿易規則（すなわち、日米デジタル貿易協定、TRIPS）に抵触する可能性があります。

- ・ 諸規範との関係で、特許等、知的財産権の利用許諾等を義務づけることがそもそも許されるか否か、許されることがあるとしてもその要件はいかなるものであることを要するか、無償での許諾を義務づけることが可能か、適正な補償額はどのように定めるべきか、およびそれらの制約を課するための手続保障はどうあるべきかにつき慎重な検討を行う必要があると考えます。

- ・ TRIPS 協定 13 条（著作権）ならびに 30 条（特許権）との関係で、OS 事業者には、サードパーティによる OS の利用を許諾することを義務づけることが、同条の禁止する、権利者の利益を不当に害する制約とならないか否か。

- ・ TRIPS 協定 31 条との関係で、OS 事業者の特許に対し強制実施権の許諾制度を設ける場合、「許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。」(h) とされているところ、無償での許諾義務づけは可能か否か。

- ・ OS 事業者の知的財産権に強制実施権などを課す制度を設けるとしても、TRIPS 協定 31 条 (b) では、「使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、(無許諾使用を) 認めることができる。」としているので、民間での交渉を手続に前置し、かつ、許諾しないことが明らかに反競争的であると決定された場合に限り強制実施権が課せられると考えるべきではないか。

- ・ 強制実施権を認めるとしても、憲法 31 条の適正手続保障、同法 32 条の裁判

	<p>を受ける権利、ならびに TRIPS 協定 31 条 (i) (j) で強制実施権の付与手続に司法審査を要求していること等に鑑み、司法審査を含む適正な手続保障を設けることを視野に入れる必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TRIPS 協定 39 条との関係で、OS へのアクセス許可の義務づけが OS 事業者の営業秘密の開示を伴う場合、加盟国が負う営業秘密の保護義務に反するおそれはないか。 ・ 特許法は公共の利益のための通常実施権を設定する裁定と、裁定のプロセスを定めている（93条）。この裁定には聴聞と不服申立のプロセスが用意されている。その結果、設定される実施権は有償である。また、この裁定実施権制度の歴史的な経緯を探れば（略）、特許権の制限は最小限に留めるべきであるという理由で現行法93条のようになった。したがって、報告書のように、無償でライセンスを許諾することは93条の精神にも反することになる。 ・ ライセンスを受けるものは特許権者と同業のアプリ開発者である。競争関係にある同業者にライセンスを与えることが、公共の利益のためと言えるかどうか、大きな疑問である。 ・ 本最終報告は、ここにおいても、OS 提供事業者は、法令が順守されるための措置は実施しているが、法令順守以上のレベルの措置は実施すべきでないとするのである。この点については、4. アプリ代替流通経路の容認において述べたのと同じ問題があり、本最終報告に賛成することはできない。 	
<p>6 - 3. NFC (近距離無線通信) へのアクセス制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務によって対応する」という対応の方向性に賛同する。 ・ NFC に関し、「現状、Apple Pay を通じたアクセス以外の NFC チップへのアクセスを Apple は例外なく認めてない」ことを前提に、「NEC チップの機能を直接利用して決済サービスを提供しようとする決済アプリのデベロッパにとって、iPhone のプラットフォーム上で Apple Pay と同等の立場で競争する機会が阻まれている」と述べる。しかし、Android においては、攻撃者が不正アプリ経由で Android 端末内の NFC 機能のぜい弱性を悪用して、当該端末の近距離にあるクレジットカード情報を窃取する手法が確認されている。 ・ サンドボックス機能と同様に iPhone の NFC 機能にも予期せぬぜい弱性が生じることは十分に想定されるものである。実際に、iPhone において、2021 年 5 月に「NFC タグがきっかけとなるアクションの認証に脆弱性」(CVE-2021-1863) が確認されている。現代社会においてタッチ決済が急速に普及していることを踏まえれば、NFC 機能へのアクセス権限を有するアプリケーションは、特に堅牢に作成される必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・DMCH 最終報告は、NFC カード・エミュレーションをアンロックすること、または支払いのための NFC の技術インフラにシームレスに統合されるハードウェアおよびソフトウェア構成要素へのアクセスをサードパーティに提供することによって生じうる、具体的かつ深刻なセキュリティとプライバシー上のユーザーのリスクに関する（これまでの提出資料で強調されていた）Apple の正当な懸念を認識していません。 	
6-4. OS のアップデート等に伴うアプリ開発の時間的優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の方向性に賛同する。 ・報告書では、「イコール」の尺度が、OS アップデートへの対応に十分な時間が与えられたかどうかというサードパーティ開発者の主観に基づいて測られる可能性があることを示唆されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
6-5. ボイスアシスタントにおけるアクセス制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイスアシスタントにおけるアクセス制限について、「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務」を課すことに、賛成する。 ・「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務によって対応する」という対応の方向性に賛同。EU の DMA では、仮想アシスタント(virtual assistant) (略) の概念を規制の対象として位置付けている。我が国の規制においても仮想アシスタントが対象となることで、ユーザーはより多くの選択肢を得ることができ、また開発者はより広い分野での日本及び海外向けの機器を開発する機会を得ることができる。そのため今後の検討課題として追加いただくことを要望する。 ・ボイスアシスタントについて、デジタル市場競争会議の対応案は Google に対しては不要であると考えている。 ・Google は、プリインストールされたバーチャルアシスタントに対してアクセスを提供する現在のシステムが、セキュリティ・プライバシーの懸念に対処する上でより比例原則に適った方法であると考えている。プリインストールされるボイスアシスタントの選択はプロダクトデザインに関する決定であるため、OEM がプリインストールの段階でサードパーティのサービスを検証するのが適切。 ・代替手段の技術的実現可能性や有効性を十分に調査することなく、既知の効果的なセキュリティ保護の使用を厳格に禁止することは、消費者をプライバシーとセキュリティのリスクにさらされやすくする。さらに、ユーザーのボイスアシスタントのセキュリティについての不安を払拭できなければ、OS 提供事業者のボイスアシスタントやサードパーティのボイスアシスタントの普及が遅れ、黎明期の市場を消滅させる可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
6-6. SiriKit による Siri との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・SiriKit による Siri との連携について、「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務」を課すことに、賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・Apple は、SiriKit のフレームワークに基づいて、デベロッパに開発における相当の自由度を提供している。現在サードパーティが利用可能でない SiriKit の Intents が存在する点については、プロダクト開発における優先順位の差異、時間およびリソースの制限、セキュリティ、性能、またはプライバシーを損なうことなくドメインを広く利用可能とするにあたっての技術上の障壁、および/または、そのようなドメインに対するサードパーティの証拠によって裏付けられた需要の不足が原因である可能性があり、その導入を検討していく。 	
6-7. スマートウォッチによる OS 等の機能へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートウォッチによる OS 等の機能へのアクセスについて、「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務」を課すことに、賛成する。 ・「OS 等の機能への同等のアクセスを認める義務」については、スマートフォン側だけではなくスマートウォッチ側に対しても考慮が必要と考えます。 ・Google は、コア相互 API を定義し、Android OS のコア機能へのアクセスをサードパーティの手首装着型ウェアラブルデバイスの OEM 製造業者に既に提供している。 ・サードパーティのウェアラブル端末に機能を拡大することでセキュリティおよびプライバシー上の重大な懸念が生じることを理由に、iPhone にペアリングされた Apple Watch が利用することができる iOS 機能で、iPhone にペアリングされたサードパーティのウェアラブル端末が利用できないものもありますが、それらはごく限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な法制度の検討を進めてまいります。
7-1. 注視スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・「注視スキーム」の具体的な枠組みとして「情報収集体制の構築」及び「問題が深刻化した場合の対応策」の言及がなされています。新たに導入される枠組みを通じて、公平・公正かつ安心安全な環境を実現していくためには、適切な執行の枠組みが検討・確保されることが望ましいと考えます。とりわけ、今般の枠組みの検討にあたり、既にデジタルプラットフォーム取引透明化法が施行されている現状にも鑑み、企業の対応コストが過重なものとならないよう、またそういった行政コストが企業に転化され、ひいては企業活動の妨げになるばかりでなく、ユーザーに転化されることとならないようにすることが極めて重要であり、企業のイノベーションや消費者利益の向上につながることを期待します。 ・「情報収集体制の構築」、「問題が深刻化した場合の対応策」という具体的な対応に賛同する。 ・潜在的な弊害を関係当局が認識し、迅速に対応できるようにするためには、まず、情報収集体制の構築が重要である。」という点について、賛成する。ただし、情報収集やその体制構築自体を目的とするのではなく、問題が顕在化、または深刻化した際に迅速な是正対応がとられることを目的として、最適なあり方を具体化していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、必要な対応について、検討を進めてまいります。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書には多岐にわたる問題が含まれており、どの問題についても徹底的かつ慎重な審議が必要となります。デジタル市場競争評議会ワーキンググループ（WG）の審議期間は他地域の事例と比べて極めて短い。政府に対し、十分な時間をかけて慎重に審議し、最終報告書を作成することを推奨する。また、WGでの会議は密室で開催され、事務局の資料は公開されていないことがわかります。私たちは、モバイルエコシステムは世界の利害関係者にとって重要であると考えており、したがって世界の専門家、消費者、その他の利害関係者は議論の進捗状況を知り、タイムリーに情報を提供する機会を持つべきだと考えています。 ・機密保持を維持しながら可能な範囲内で、審議のための会議も公開し、事務局資料や議事録を速やかに公開するべきである。 ・政策が最も効果を発揮するのは、立案の過程でステークホルダーに有意義な参加機会が与えられている場合であると考えている。このような機会を活用するために、政府と企業の間で技術的可能性や社会的影響に関する健全な分析に基づいた建設的かつ問題解決につながる対話を持つことが欠かせず、そうすることで、日本政府が最終的に達成したいと考えている、公正な競争とイノベーションを促進する win-win の解決策に到達することができる。引き続き、1つ1つの課題について丁寧に様々なステークホルダーとの対話を持つよう、日本政府に要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WGにおける議論におきましては、関係者から機密性の高い情報も頂きつつ検討を進めてきたことから、事務局提出資料を非公表とさせていただくことがございました。他方で、検討に当たり、広く御意見をうかがうことが必要との認識の下、今般、最終報告に対するパブリックコメントを実施しております。
------------	---	--